

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

第1章 総則

第1節 計画の性格

本編には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も含めており、本編に定めのない事項については、「共通対策編」に定めるところによるものとする。

第2節 被害想定

第1 徳島県域における地震・津波

徳島県域に被害をもたらした主な地震・津波を取りまとめる。

<徳島県域における主な地震・津波>

年月日	和暦	規模M	地域	被害・摘要
684. 11. 29	天賦 13	8 1/4	土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺倒潰、人畜の死傷多く、津波来襲、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿・七道	京都で民家・官舎の倒潰、圧死多数、津波被害大、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8～8.5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波で社寺・民家 400 余流失、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7 以上	紀伊	田辺市の遠干潟 20 余町が隆起
1360. 11. 22	正平 15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多い
1361. 8. 3	正平 16	8 1/4～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津・阿波・土佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2～8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4 万 1 千、南海トラフ沿いの巨大地震とみられる
1586. 1. 18	天正 13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年月日	和暦	規模M	地域	被害・摘要
1605. 2. 3	慶長 9	7. 9	東海・南海・西海 諸道	慶長地震、津波が犬吠崎から九州までの太平洋岸に來襲、阿波宍喰で死者 1500 余等
1707. 10. 28	宝永 4	8. 6	五畿・七道	宝永地震、死者 2 万、潰家 6 万、流出家 2 万、遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政 1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8. 4	東海・東山・南海 諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土佐の沿岸、死者 2~3 千人、潰・焼失約 3 万軒
1854. 12. 24	安政 1	8. 4	畿内・東海・東山 ・北陸・南海・山 陰・山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸、串本で約 1m 隆起、甲浦・加太で約 1m 沈下
1946. 12. 21	昭和 21	8. 0	紀伊半島沖	南海地震、死者 1330、家屋全壊 11591、半壊 23487、流失 1451、焼失 2598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和 30	6. 4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和 35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者 142、家屋全壊 1500 余、半壊 2000 余
1995. 1. 17	平成 7	7. 3	淡路島付近	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者 6434 不明者 3、負傷者 43792、全壊 104906、半壊 144274、全半焼 7132、一部地域で震度 7
2011. 3. 11	平成 23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者 19225、不明者 2614、負傷者 6219、全壊 127830、半壊 275807（余震・誘発地震を一部含む、2015 年 3 月現在）、死者の 90%以上が水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大津波によるもの
2013. 4. 13	平成 25	6. 3	淡路島付近	負傷者 35、全壊 8、半壊 101、最大震度 6 弱

(注) 理科年表（平成 28 年版）による

第2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

1 徳島県が実施したこれまでの被害想定等

これまで大規模な震災発生を契機に、その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し、その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

(1) 徳島県地震対策基礎調査（昭和56年度）

「南海沖に発生する地震（M8.1）」を想定し、「震度（加速度）」と「建物被害」を算出している。

【参考】

- ・直近の震災：伊豆大島近海地震（昭和53年）、宮城県沖地震（昭和53年）
- ・国の動き：大規模地震対策特別措置法の制定（昭和53年）、地震財特法の制定（昭和55年）

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査（平成8年度）

安政南海地震と同規模の南海トラフを震源とする海溝型地震（M8.4）、「中央構造線系活断層の東側半分程度（M7.7）と鮎喰川断層系（M7.5）の2つが連動して発震し、西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震」、「中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震（M7.7）」の3ケースを想定し、「震度分布」、「液状化危険度分布」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「津波予測」、「建物被害」、「人的被害」、「土木構造物被害」、「道路網被害」、「ライフライン被害」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：北海道南西沖地震（平成5年）、兵庫県南部地震（平成7年）
- ・国の動き：地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）

(3) 徳島県津波浸水予測調査（平成15年度）、徳島県地震動被害想定調査（平成16年度）

平成15年度の津波浸水予測調査では、中央防災会議が示した「東南海・南海地震同時発生モデル」及び安政南海地震を再現した「Aidaモデル」を対象に津波予測を行っている。

また、平成16年度の被害想定調査では、「東南海・南海地震同時発生モデル（M8.6）」及び「県西部直下を震源とする地震（M7.0）」の2ケースを想定し、「震度分布」、「液状化危険度分布」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活機能支障」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：芸予地震（平成13年）、十勝沖地震（平成15年）、新潟県中越地震（平成16年）
- ・国の動き：東南海・南海地震対策特別措置法の制定（平成14年度）
※平成25年に南海トラフ特措法に改正

(4) 徳島県津波浸水予測調査（平成24年度）、徳島県地震津波被害想定調査（平成25年度）

徳島県津波浸水予測調査（平成24年度）では、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」における最大クラスの津波（L2）を対象に津波予測を行っている。

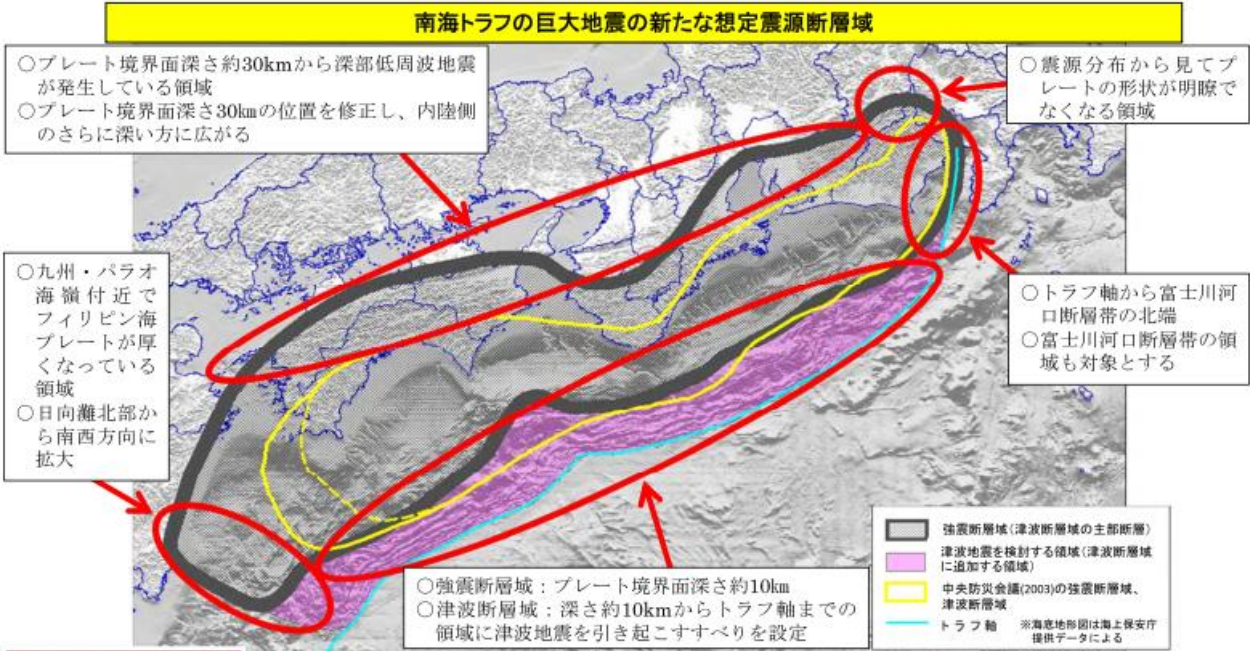
また、徳島県地震津波被害想定調査（平成25年度）では、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」における「強震断層モデル（Mw9.0）」及び「津波断層モデル（Mw9.1）」による被害を想定し、「震度分布」、「液状化危険度分布」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活機能支障」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）
- ・国の動き：津波防災地域づくりに関する法律の制定（平成 23 年度）

2 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

県は、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）などから得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、これまでの被害想定等の見直しを行っている。



地震の規模(確定値)

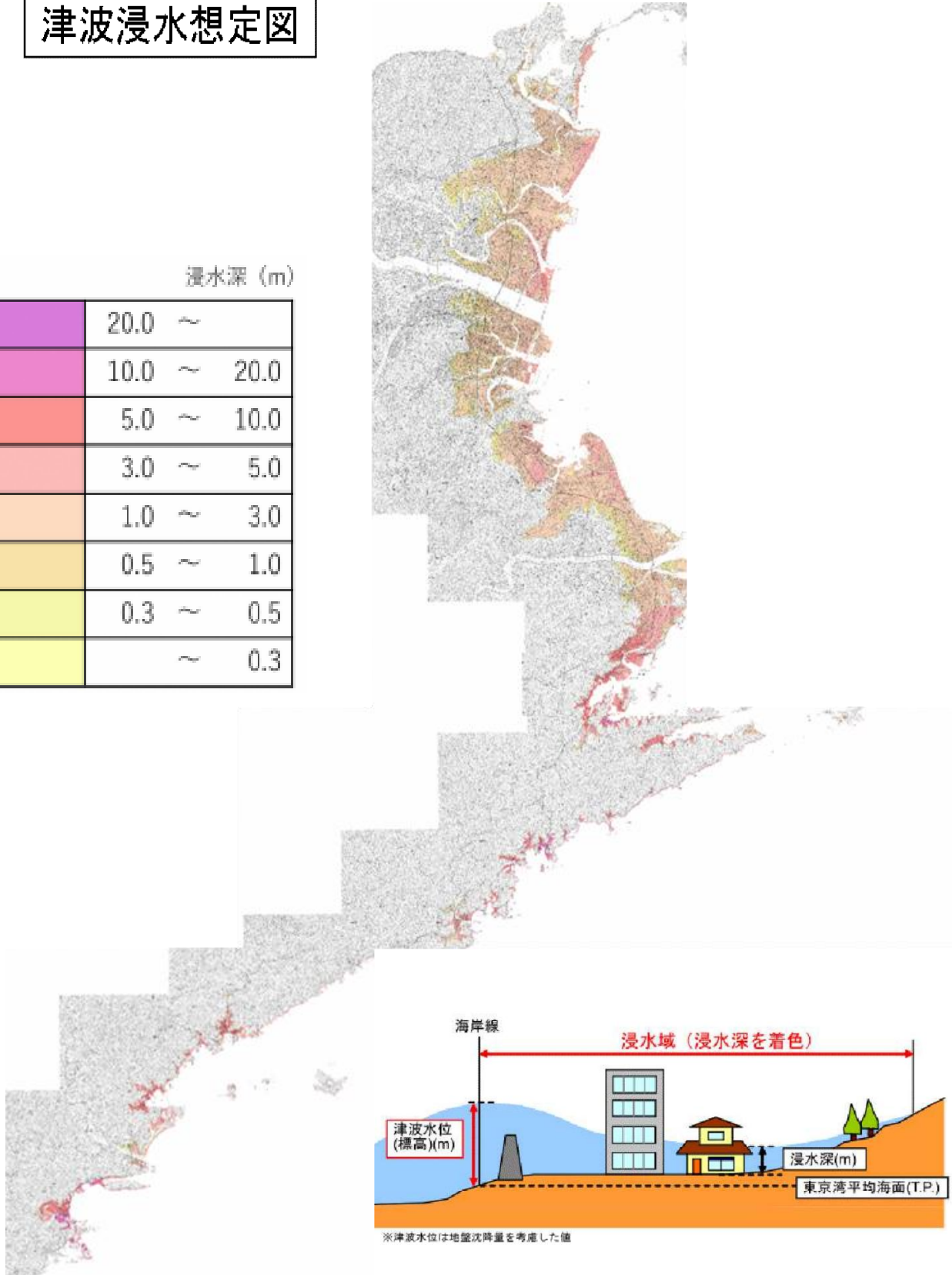
	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

(1) 徳島県津波浸水想定（令和7年9月12日）

国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。

津波浸水想定図

浸水深 (m)	
	20.0 ~
	10.0 ~ 20.0
	5.0 ~ 10.0
	3.0 ~ 5.0
	1.0 ~ 3.0
	0.5 ~ 1.0
	0.3 ~ 0.5
	~ 0.3



資料 2

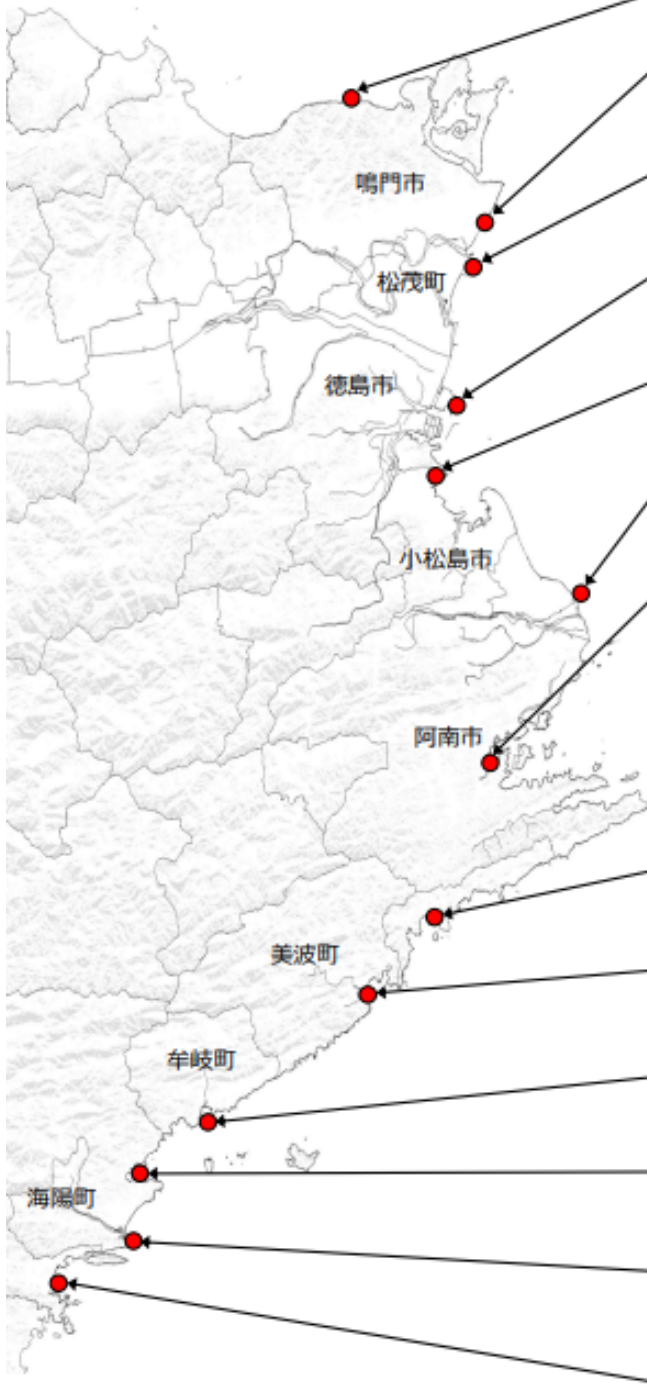
津波到達時間・津波影響開始時間

○津波到達時間(+1m)

堤防より陸側において、標高の低いところでは津波により浸水被害が発生する恐れのある水位変化が生じるまでの時間

○津波影響開始時間(±20cm)

海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間

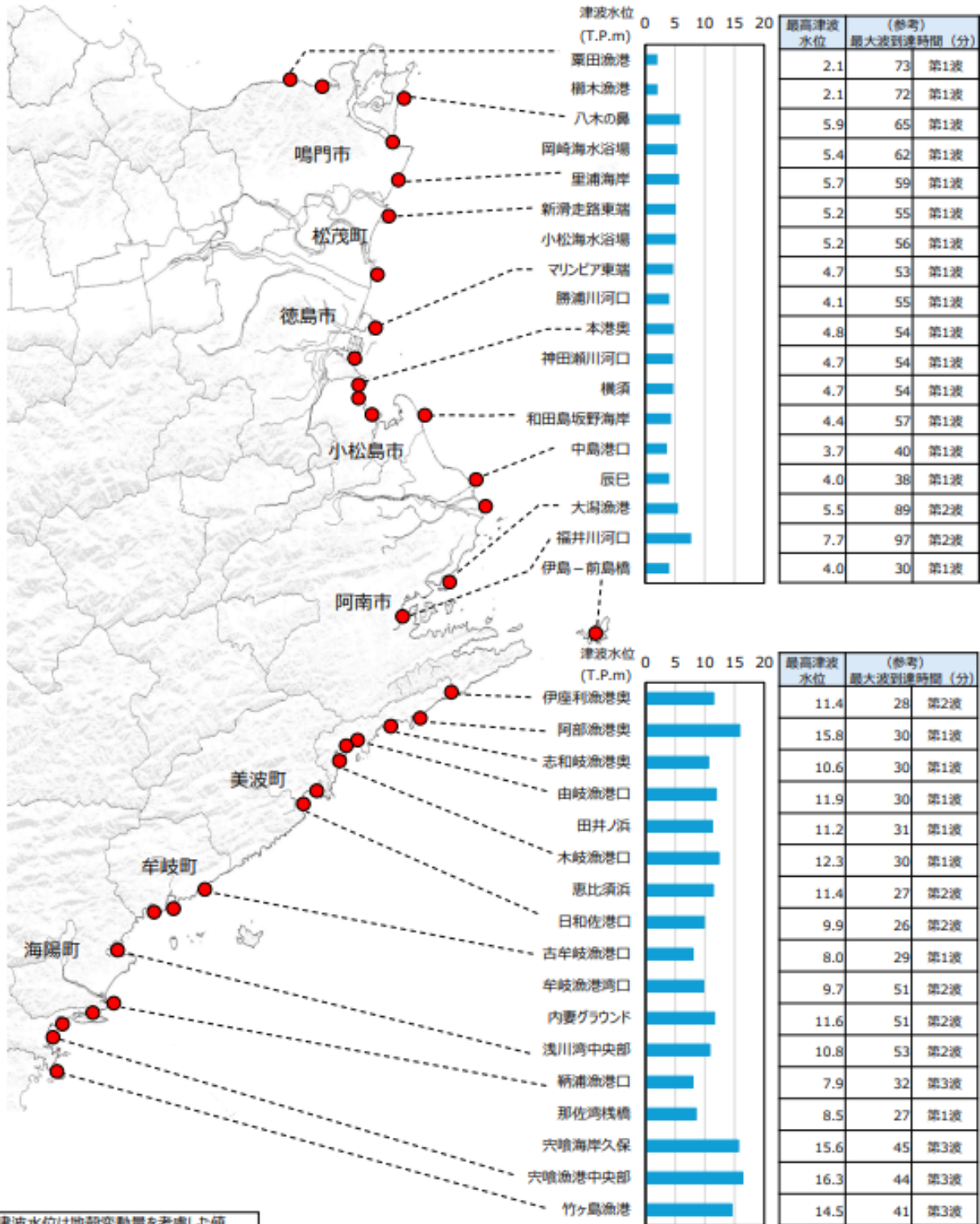


鳴門市 粟田漁港	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	67	16
鳴門市 里浦海岸	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	50	22
松茂町 新滑走路東端	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	47	23
徳島市 マリンピア東端	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	43	28
小松島市 本港奥	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	44	31
阿南市 中島港口	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	29	22
阿南市 福井川河口	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	34	15
阿南市 伊島-前島橋	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	18	10
美波町 由岐漁港口	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	15	7
美波町 日和佐港口	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	-20cm
	13	4
牟岐町 牟岐漁港湾口	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	13	11
海陽町 浅川湾中央部	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	13	11
海陽町 新浦漁港口	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	8	5
海陽町 穴喰漁港中央部	津波到達時間(分)	津波影響開始時間(分)
	+1m	+20cm
	9	7

(注) 表中 -20cm表示がある地点は、+20cmより±20cmの水位変化が生じる地点を示す。

資料3

最高津波水位・最大波到達時間

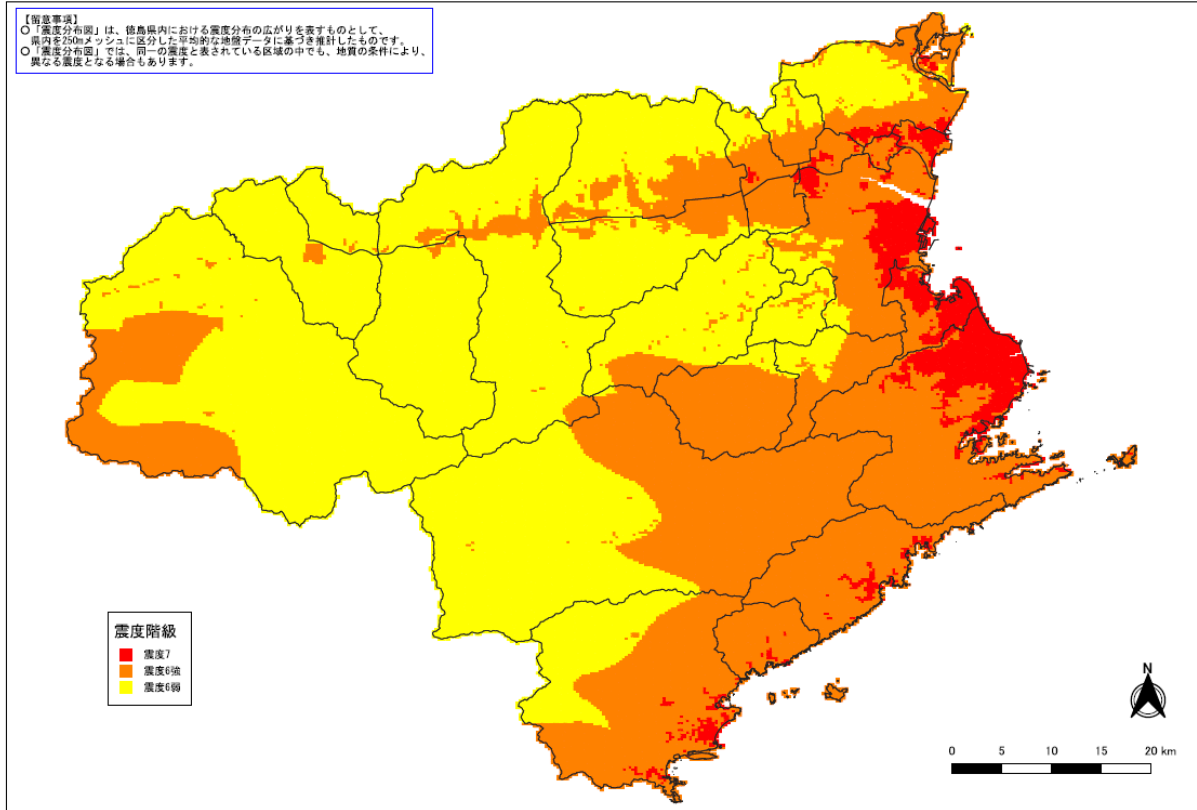


※津波水位は地殻変動量を考慮した値

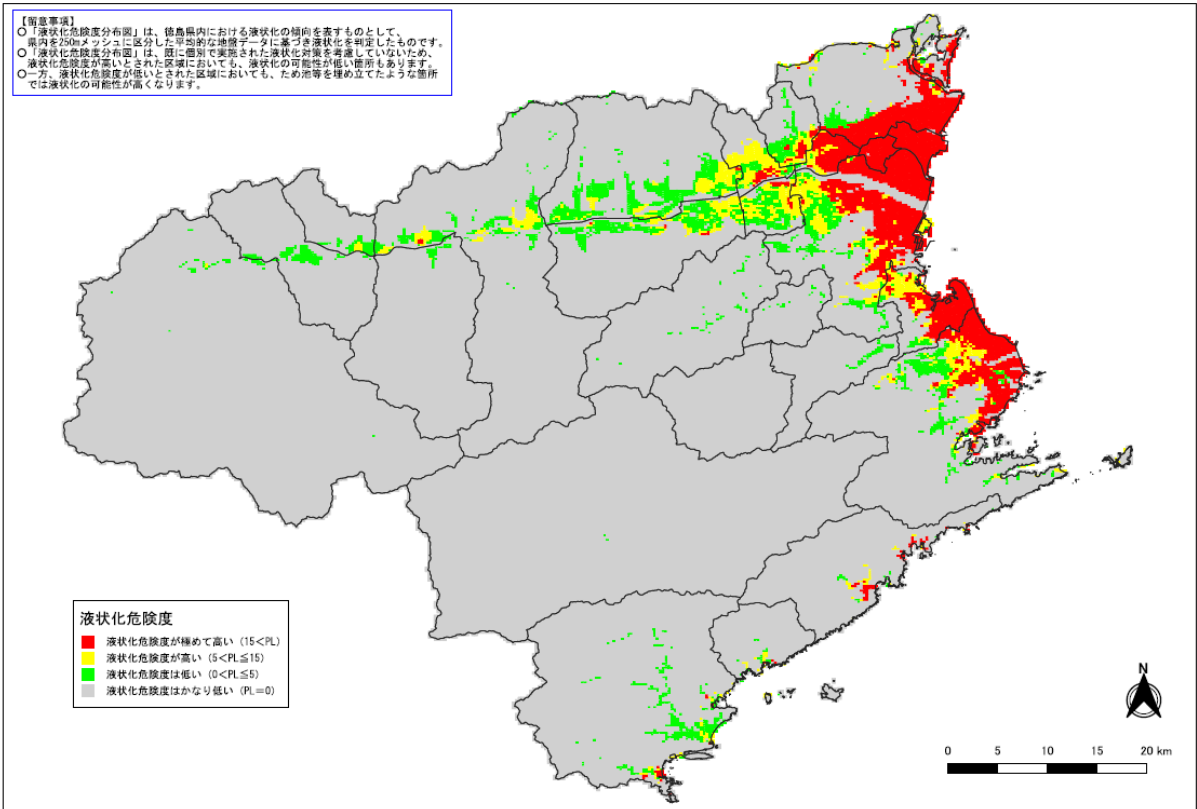
(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（令和8年2月4日）

国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度分布」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活機能支障」などを算出した。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



建物全壊・焼失棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
徳島市	18,400	440	60	4,400	1,900	2,100	4,000	25,200	25,400	27,400
鳴門市	5,000	380	40	2,700	30	30	60	8,100	8,100	8,100
小松島市	5,100	70	10	3,600	20	20	30	8,900	8,900	8,900
阿南市	8,400	150	60	3,500	120	150	380	12,200	12,300	12,500
吉野川市	1,200	10	10	0	10	10	80	1,300	1,300	1,300
阿波市	1,200	10	10	0	10	10	30	1,200	1,200	1,200
美馬市	650	10	30	0	※	※	40	690	690	720
三好市	780	※	80	0	※	※	10	860	860	870
勝浦町	410	0	10	0	※	※	※	430	430	430
上勝町	190	0	10	0	※	※	※	200	210	210
佐那河内村	70	0	10	0	※	※	※	80	80	80
石井町	2,200	10	※	0	10	10	80	2,200	2,200	2,300
神山町	130	※	20	0	※	※	※	150	150	150
那賀町	800	0	30	0	※	※	10	830	830	840
牟岐町	840	※	10	770	※	※	※	1,600	1,600	1,600
美波町	1,700	10	20	840	10	10	10	2,600	2,600	2,600
海陽町	2,100	40	30	900	10	10	10	3,100	3,100	3,100
松茂町	1,100	110	0	900	30	30	80	2,100	2,100	2,100
北島町	1,300	150	0	50	130	130	360	1,700	1,700	1,900
藍住町	1,700	120	0	40	100	100	280	2,000	2,000	2,100
板野町	1,100	20	※	0	40	50	100	1,200	1,200	1,300
上板町	890	10	※	0	10	10	20	910	910	920
つるぎ町	190	※	30	0	※	※	※	220	220	220
東みよし町	150	※	10	0	※	※	※	160	160	160
合計	55,700	1,500	480	17,800	2,400	2,600	5,600	77,900	78,100	81,100

1)※は、若干数を表す。

2)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

建物半壊棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
徳島市	17,000	1,800	110	19,900	—	38,700
鳴門市	5,400	1,100	60	6,700	—	13,200
小松島市	3,400	280	10	2,200	—	5,900
阿南市	6,200	580	90	2,800	—	9,700
吉野川市	3,200	30	30	0	—	3,300
阿波市	2,900	20	10	0	—	2,900
美馬市	2,200	20	70	0	—	2,300
三好市	3,100	※	140	0	—	3,200
勝浦町	560	0	20	0	—	580
上勝町	330	0	20	0	—	350
佐那河内村	210	0	10	0	—	220
石井町	2,100	40	※	0	—	2,200
神山町	590	※	40	0	—	630
那賀町	1,300	0	50	0	—	1,300
牟岐町	660	※	20	80	—	760
美波町	870	20	30	100	—	1,000
海陽町	1,200	60	40	260	—	1,600
松茂町	990	450	0	1,500	—	2,900
北島町	1,500	680	0	1,300	—	3,500
藍住町	2,200	670	0	230	—	3,100
板野町	1,200	50	※	0	—	1,200
上板町	1,000	40	※	0	—	1,100
つるぎ町	1,000	※	50	0	—	1,100
東みよし町	670	※	20	0	—	700
合計	59,700	5,800	820	35,000	—	101,300

1)※は、若干数を表す。

2)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

死者数 一覧表

単位：人

市町村名	揺れ						急傾斜地			津波			火災			ブロック塀・自動販売機 転倒、屋外落下物			合計					
	冬・深夜		夏・昼		冬・夕		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜		夏・昼	冬・夕		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 自力脱出 困難者				うち 自力脱出 困難者	うち 自力脱出 困難者													
徳島市	1,100	90	510	70	720	70	10	※	※	3,900	2,600	4,400	2,300	4,000	2,300	130	140	270	0	※	10	5,200	5,100	5,000
鳴門市	320	20	140	10	210	10	※	※	※	1,900	670	1,300	440	1,400	510	※	※	※	0	※	※	2,200	1,400	1,600
小松島市	320	20	140	10	200	20	※	※	※	5,800	750	4,000	580	4,100	610	※	※	※	0	※	※	6,100	4,200	4,300
阿南市	520	40	260	30	340	30	10	※	※	2,400	910	2,400	830	2,100	800	10	10	20	0	※	※	2,900	2,700	2,500
吉野川市	80	10	40	※	50	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	80	40	60
阿波市	80	10	30	※	50	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	80	40	50
美馬市	40	※	20	※	30	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	40	20	30
三好市	50	※	20	※	30	※	10	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	50	30	40
勝浦町	30	※	10	※	20	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	30	10	20
上勝町	10	※	10	※	10	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	10	10
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	※	※	※
石井町	140	10	60	10	90	10	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	140	60	90
神山町	10	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	※	10
那賀町	50	※	30	※	30	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	50	30	40
牟岐町	50	※	30	※	40	※	※	※	※	400	50	190	40	200	40	※	※	※	0	※	※	450	220	240
美波町	110	10	50	※	70	※	※	※	※	910	130	620	80	620	100	※	※	※	0	※	※	1,000	670	700
海陽町	130	10	60	※	90	※	※	※	※	1,700	110	1,100	70	1,100	80	※	※	※	0	※	※	1,900	1,200	1,200
松茂町	70	10	30	※	40	※	0	0	0	760	240	770	160	710	170	※	※	※	0	※	※	820	800	750
北島町	90	10	40	※	50	10	0	0	0	170	110	80	70	90	80	10	10	20	0	※	※	260	120	160
藍住町	110	10	40	10	60	10	0	0	0	20	20	20	20	20	20	10	10	20	0	※	※	130	70	100
板野町	70	10	30	※	50	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	80	40	50
上板町	60	※	20	※	30	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	60	20	40
つるぎ町	10	※	10	※	10	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	10	10
東みよし町	10	※	※	※	10	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	※	10
合計	3,500	260	1,600	160	2,200	190	40	20	30	18,000	5,600	15,000	4,600	14,400	4,700	150	160	350	0	10	30	21,700	16,800	17,100

- ※は、若干数を表す。
- 端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

負傷者数 一覧表

単位：人

市町村名	揺れ						急傾斜地			津波			火災			ブロック塀・自動販売機 転倒、屋外落下物			合計				
	冬・深夜		夏・昼		冬・夕		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜		夏・昼	冬・夕		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 家具転倒	うち 自力脱出 困難者				うち 自力脱出 困難者	うち 自力脱出 困難者												
徳島市	5,600	1,700	5,700	1,500	4,700	1,500	10	※	※	70	190	130	100	110	220	0	190	370	5,800	6,200	5,500		
鳴門市	1,700	320	1,500	220	1,300	240	※	※	※	10	※	10	※	※	※	0	40	90	1,700	1,500	1,400		
小松島市	1,400	370	1,300	280	1,100	290	※	※	※	0	※	※	※	※	※	0	40	80	1,400	1,300	1,200		
阿南市	2,500	660	3,200	570	2,300	570	10	※	※	130	440	300	10	10	20	0	80	160	2,600	3,700	2,800		
吉野川市	760	100	680	80	560	80	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	20	50	770	710	610		
阿波市	720	100	830	70	570	80	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	20	40	720	850	610		
美馬市	480	60	480	50	370	50	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	30	480	500	410		
三好市	610	40	430	30	410	30	10	10	10	0	0	0	※	※	※	0	10	30	620	450	450		
勝浦町	170	20	150	20	120	20	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	170	150	130		
上勝町	70	10	40	※	50	※	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	※	80	40	50		
佐那河内村	50	※	30	※	30	※	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	※	50	40	30		
石井町	730	160	520	100	480	110	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	20	40	730	530	520		
神山町	110	10	90	10	80	10	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	110	90	90		
那賀町	340	30	240	20	230	30	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	10	350	250	250		
牟岐町	250	30	220	20	180	20	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	250	220	190		
美波町	420	70	410	50	330	60	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	20	430	420	350		
海陽町	570	90	620	60	450	70	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	20	580	630	480		
松茂町	330	100	350	80	280	80	0	0	0	※	※	※	※	※	※	0	10	20	330	360	310		
北島町	470	120	430	90	360	100	0	0	0	0	0	0	10	10	20	0	20	30	480	450	410		
藍住町	640	170	590	120	490	130	0	0	0	0	0	0	10	※	10	0	20	50	640	620	560		
板野町	400	80	420	50	310	60	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	20	400	430	340		
上板町	330	60	270	40	230	50	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	20	330	280	250		
つるぎ町	190	10	150	10	130	10	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	190	150	140		
東みよし町	140	20	160	10	110	10	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	10	140	170	130		
合計	19,000	4,300	18,800	3,500	15,100	3,600	50	30	40	210	630	440	140	140	310	0	560	1,100	19,400	20,200	17,100		

- ※は、若干数を表す。
- 端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

災害関連死 一覧表

単位：人

市町村名	冬・深夜		夏・昼		冬・夕	
徳島市	450	～ 890	460	～ 920	450	～ 910
鳴門市	120	～ 230	120	～ 240	120	～ 230
小松島市	80	～ 160	80	～ 170	80	～ 160
阿南市	120	～ 230	110	～ 220	120	～ 230
吉野川市	10	～ 30	10	～ 10	10	～ 30
阿波市	10	～ 30	10	～ 10	10	～ 30
美馬市	10	～ 20	※	～ 10	10	～ 20
三好市	10	～ 20	※	～ 10	10	～ 20
勝浦町	※	～ 10	※	～ ※	※	～ 10
上勝町	※	～ ※	※	～ ※	※	～ ※
佐那河内村	※	～ ※	※	～ ※	※	～ ※
石井町	20	～ 40	10	～ 30	20	～ 40
神山町	※	～ ※	※	～ ※	※	～ ※
那賀町	※	～ 10	※	～ ※	※	～ 10
牟岐町	10	～ 20	10	～ 20	10	～ 20
美波町	10	～ 20	10	～ 20	10	～ 20
海陽町	10	～ 30	10	～ 30	10	～ 30
松茂町	40	～ 70	40	～ 70	40	～ 70
北島町	30	～ 60	30	～ 50	30	～ 60
藍住町	20	～ 50	20	～ 40	30	～ 50
板野町	10	～ 20	10	～ 10	10	～ 20
上板町	10	～ 10	※	～ 10	10	～ 10
つるぎ町	※	～ ※	※	～ ※	※	～ ※
東みよし町	※	～ ※	※	～ ※	※	～ ※
合計	1,000	～ 2,000	900	～ 1,900	1,000	～ 2,000

1)※は、若干数を表す。

2)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある。

1. ライフライン被害

(1)上水道

市町村名	給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口(人)
			断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	
徳島市	242,900	230,800	83	200,600	54	130,300	34	82,900	9	21,500	12,100
鳴門市	52,600	46,800	87	46,000	62	32,300	41	21,300	16	8,700	5,800
小松島市	34,700	26,700	97	33,700	83	28,900	68	23,600	31	10,800	8,000
阿南市	65,400	57,500	97	63,700	84	54,800	66	43,300	22	14,600	7,900
吉野川市	36,300	36,300	91	33,100	65	23,800	43	15,600	7	2,500	0
阿波市	32,800	32,800	87	28,700	59	19,400	34	11,100	7	2,100	0
美馬市	25,900	25,900	79	20,400	48	12,400	26	6,800	4	910	0
三好市	19,600	19,600	65	12,700	36	7,000	22	4,200	3	550	0
勝浦町	4,300	4,300	83	3,600	53	2,300	27	1,200	4	160	0
上勝町	860	860	61	530	33	280	2	20	0	0	0
佐那河内村	1,900	1,900	72	1,400	41	800	18	350	0	0	0
石井町	22,800	22,800	97	22,100	82	18,700	62	14,000	12	2,700	0
神山町	3,500	3,500	38	1,300	20	680	5	180	0	0	0
那賀町	5,200	5,200	63	3,300	34	1,800	7	370	0	0	0
牟岐町	5,500	3,800	90	4,900	70	3,800	53	2,900	33	1,800	1,700
美波町	3,200	2,500	97	3,100	83	2,700	67	2,200	29	950	700
海陽町	7,600	6,400	95	7,200	77	5,900	58	4,400	23	1,700	1,200
松茂町	14,300	11,700	97	13,800	81	11,600	65	9,300	26	3,700	2,500
北島町	23,000	22,900	97	22,300	81	18,600	61	14,000	12	2,700	100
藍住町	35,000	34,900	98	34,200	84	29,400	65	22,700	13	4,600	100
板野町	12,400	12,400	96	11,900	78	9,700	58	7,200	10	1,300	0
上板町	10,700	10,700	99	10,600	89	9,500	70	7,500	16	1,700	0
つるぎ町	6,200	6,200	53	3,200	28	1,700	10	640	0	0	0
東みよし町	11,400	11,400	75	8,600	44	5,100	23	2,700	3	340	0
合計	678,300	638,100	87	590,800	64	431,500	44	298,500	12	83,300	40,200

1)断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口

2)端数処理の方法により、合計や率が合わない場合がある

(2)下水道

市町村名	処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口(人)
			支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	
徳島市	75,500	61,200	100	75,500	100	75,500	20	15,000	5	3,800	3,800
鳴門市	6,400	4,900	100	6,400	100	6,400	13	800	11	700	700
小松島市											0
阿南市	4,600	4,400	100	4,600	100	4,600	29	1,300	12	600	600
吉野川市	19,900	19,900	3	600	3	600	0	0	0	0	0
阿波市											0
美馬市	2,500	2,500	3	80	3	80	0	0	0	0	0
三好市											0
勝浦町											0
上勝町											0
佐那河内村											0
石井町	400	400	17	100	17	100	0	0	0	0	0
神山町											0
那賀町											0
牟岐町											0
美波町	1,100	800	100	1,100	100	1,100	33	400	21	200	200
海陽町	2,700	1,900	100	2,700	100	2,700	100	2,700	100	2,700	400
松茂町	5,000	3,100	100	5,000	100	5,000	27	1,400	18	900	900
北島町	4,300	4,000	100	4,300	100	4,300	5	200	1	0	0
藍住町	4,500	4,500	100	4,500	100	4,500	6	300	0	20	20
板野町	4,800	4,800	100	4,800	100	4,800	0	0	0	0	0
上板町											0
つるぎ町	1,900	1,900	100	1,900	3	60	0	0	0	0	0
東みよし町	2,800	2,800	100	2,800	5	140	0	0	0	0	0
合計	136,500	117,200	84	114,400	80	109,900	16	22,100	6	8,800	6,600

1)支障率=(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口)/全処理人口

2)端数処理の方法により、合計や率が合わない場合がある

(3)電力

市町村名	代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波全壊相 当電灯軒数
				停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	
徳島市	6.55	153,800	134,000	100	153,800	84	128,500	19,800
鳴門市	6.35	32,500	27,800	100	32,500	75	24,500	4,700
小松島市	6.67	20,500	12,500	100	20,500	91	18,700	8,000
阿南市	6.57	39,600	34,300	100	39,600	84	33,400	5,300
吉野川市	6.04	22,000	22,000	100	22,000	50	10,900	0
阿波市	6.07	19,300	19,300	100	19,300	53	10,300	0
美馬市	5.95	17,500	17,500	90	15,700	43	7,500	0
三好市	6.00	17,400	17,400	100	17,400	47	8,100	0
勝浦町	6.19	3,200	3,200	100	3,200	61	1,900	0
上勝町	6.20	1,400	1,400	100	1,400	61	860	0
佐那河内村	6.02	1,400	1,400	100	1,400	48	670	0
石井町	6.47	12,600	12,600	100	12,600	78	9,800	0
神山町	5.98	3,600	3,600	91	3,300	45	1,600	0
那賀町	6.16	6,200	6,200	100	6,200	59	3,600	0
牟岐町	6.32	2,800	2,000	100	2,800	78	2,200	770
美波町	6.39	4,900	4,200	100	4,900	77	3,800	650
海陽町	6.23	6,900	6,200	100	6,900	67	4,700	740
松茂町	6.53	8,300	5,800	100	8,300	86	7,200	2,500
北島町	6.50	12,200	12,000	100	12,200	79	9,700	160
藍住町	6.50	17,900	17,800	100	17,900	79	14,200	120
板野町	6.34	7,100	7,100	100	7,100	71	5,000	0
上板町	6.41	6,000	6,000	100	6,000	74	4,500	0
つるぎ町	5.85	5,700	5,700	86	4,900	36	2,000	0
東みよし町	5.83	8,100	8,100	85	6,900	35	2,800	0
合計		430,900	388,200	99	426,800	73	316,300	42,700

1)停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

2)端数処理の方法により、合計や率が合わない場合がある

電灯軒数	直後		1日後		4日後		1週間後		津波全壊相当 電灯軒数
	停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	
430,900	99	426,800	73	316,300	31	132,900	17	71,400	42,700

1)停電率(直後・1日後)=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

2)停電率(4日後・1週間後)=(電線等被害に基づく停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

3)端数処理の方法により、合計や率が合わない場合がある

(4)通信

①固定電話・インターネット

市町村名	回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
			不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
徳島市	19,500	13,900	100	19,500	100	19,500	5,600
鳴門市	4,500	2,900	100	4,500	90	4,100	1,700
小松島市	3,500	300	100	3,500	100	3,500	3,200
阿南市	7,100	5,100	100	7,100	96	6,800	2,000
吉野川市	3,900	3,900	100	3,900	50	1,900	0
阿波市	3,600	3,600	100	3,600	53	1,900	0
美馬市	7,400	7,400	90	6,700	43	3,200	0
三好市	4,800	4,800	100	4,800	47	2,200	0
勝浦町	1,200	1,200	100	1,200	61	760	0
上勝町	400	400	100	400	61	240	0
佐那河内村	560	560	100	560	48	270	0
石井町	1,900	1,900	100	1,900	78	1,500	0
神山町	1,200	1,200	91	1,100	45	550	0
那賀町	1,800	1,800	100	1,800	59	1,060	0
牟岐町	800	500	100	800	100	800	280
美波町	1,300	1,000	100	1,300	100	1,300	250
海陽町	1,800	1,500	100	1,800	94	1,700	260
松茂町	1,200	60	100	1,200	100	1,200	1,200
北島町	1,600	1,600	100	1,600	80	1,300	0
藍住町	2,000	2,000	100	2,000	79	1,600	0
板野町	1,100	1,100	100	1,100	71	800	0
上板町	1,200	1,200	100	1,200	74	870	0
つるぎ町	230	230	86	200	36	80	0
東みよし町	580	580	85	490	35	200	0
合計	73,300	58,900	99	72,300	78	57,300	14,500

1)不通率= (停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数) /全回線数

2)端数処理の方法により、合計や率が合わない場合がある

回線数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊相当回線数
	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
73,300	99	72,300	78	57,300	25	18,000	20	14,500	14,500

1)不通率(直後・1日後) = (停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数

+津波全壊による不通回線数) /全回線数

2)不通率(1週間後・1ヶ月後) = (電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数) /全回線数

3)端数処理の方法により、率が合わない場合がある

②携帯電話

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

(5)ガス

①都市ガス

復旧対象 需要家数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	供給 停止率(%)	供給 停止戸数	供給 停止率(%)	供給 停止戸数	供給 停止率(%)	供給 停止戸数	供給 停止率(%)	供給 停止戸数
9,400	100	9,400	100	9,400	79	7,400	0	0

1)供給停止率=管路被害・安全措置等による供給停止戸数/復旧対象需要家数

2)復旧対象需要家数は、地震動や津波浸水等により建物全壊・半壊した需要家数を除く

3)端数処理の方法により、率が合わない場合がある

②LP ガス

東日本大震災では、LP ガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日（当面復旧可能な世帯に対して）である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

2. 交通施設被害

(1)道路施設

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
全路線	3,090	630	12,340	1,040	15,430	1,660
うち高速道路・直轄国道	140	70	290	50	420	120
うち補助国道・県道・市町村道	2,960	560	12,050	990	15,010	1,550
うち緊急輸送道路	260	90	1,050	110	1,310	200

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(2)鉄道施設

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線延長 (km)	被害 箇所数
		延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
四国旅客鉄道 (JR四国)	高德線	3	※	22	60	25	70
	鳴門線	8	10	1	※	9	20
	牟岐線	43	90	35	100	78	190
	徳島線	2	※	65	160	67	160
	土讃線	-	-	41	100	41	100
	計	55	110	165	410	220	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	8	20	1	※	9	20
全体		62	130	166	420	228	550

1)「-」の路線は、浸水の影響はない

2)※は、若干数を表す

3)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(3)港湾施設

①岸壁・その他係留施設

港湾種別	岸壁			その他係留施設		
	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数
重要港湾	54	6	40	98	0	80
地方港湾	23	0	20	107	4	80
全体	77	6	60	205	4	160

1)被害バース数は、端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

②防波堤

港湾種別	防波堤延長(m)	被災延長(m)
重要港湾	5,550	2,000
地方港湾	7,740	3,900
全体	13,290	5,900

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

3. 生活支障等

(1)避難者（冬・夕）

単位：人

市町村名	人口	津波警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
徳島市	243,699	113,600	59,600	173,300	104,000	26,500	130,500	39,100	91,100	130,200
鳴門市	51,216	29,300	14,900	44,200	26,900	4,600	31,500	9,500	22,200	31,800
小松島市	33,344	19,900	10,100	30,000	22,000	3,100	25,000	7,600	17,800	25,400
阿南市	65,078	29,200	15,700	44,900	31,500	9,700	41,200	12,500	29,200	41,800
吉野川市	35,780	3,500	2,300	5,800	4,400	4,400	8,700	2,300	5,300	7,500
阿波市	31,906	3,300	2,200	5,500	3,800	3,800	7,500	2,100	4,800	6,900
美馬市	25,632	2,000	1,300	3,300	2,300	2,300	4,600	1,200	2,800	3,900
三好市	20,840	2,000	1,300	3,300	2,100	2,100	4,200	1,100	2,600	3,700
勝浦町	4,270	770	510	1,300	730	730	1,500	410	1,000	1,400
上勝町	1,200	240	160	400	200	200	400	120	280	400
佐那河内村	1,878	200	130	330	190	190	390	100	230	330
石井町	23,633	4,700	3,100	7,900	5,000	5,000	9,900	2,800	6,500	9,300
神山町	4,129	340	230	570	300	300	610	170	400	570
那賀町	6,342	1,200	800	2,000	1,000	1,000	2,000	590	1,400	2,000
牟岐町	3,164	1,900	1,000	2,900	2,200	300	2,500	760	1,800	2,500
美波町	5,401	3,000	1,600	4,600	3,500	600	4,200	1,300	3,000	4,200
海陽町	7,453	3,600	2,000	5,600	4,200	1,100	5,300	1,600	3,800	5,400
松茂町	13,885	9,300	4,600	13,900	8,700	1,000	9,600	2,900	6,740	9,600
北島町	23,124	7,400	4,100	11,500	7,900	3,300	11,200	3,200	7,490	10,700
藍住町	35,061	6,500	4,200	10,700	7,100	6,400	13,500	3,800	8,800	12,600
板野町	12,422	2,500	1,700	4,200	2,600	2,600	5,200	1,500	3,400	4,900
上板町	10,627	1,800	1,200	3,100	2,100	2,100	4,200	1,200	2,800	4,000
つるぎ町	6,547	520	350	870	500	500	1,000	260	610	870
東みよし町	12,660	600	400	1,000	820	820	1,600	390	910	1,300
合計	679,291	247,600	133,600	381,200	243,800	82,600	326,400	96,400	224,800	321,200

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

【参考】津波一時避難者数（冬・夕）

市町村名	人口	一時避難者
徳島市	243,699	158,700
鳴門市	51,216	39,600
小松島市	33,344	22,500
阿南市	65,078	33,400
吉野川市	35,780	0
阿波市	31,906	0
美馬市	25,632	0
三好市	20,840	0
勝浦町	4,270	0
上勝町	1,200	0
佐那河内村	1,878	0
石井町	23,633	0
神山町	4,129	0
那賀町	6,342	0
牟岐町	3,164	2,400
美波町	5,401	1,100
海陽町	7,453	3,000
松茂町	13,885	13,600
北島町	23,124	7,100
藍住町	35,061	2,100
板野町	12,422	0
上板町	10,627	0
つるぎ町	6,547	0
東みよし町	12,660	0
合計	679,291	283,400

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(2)医療機能支障（冬・深夜）

単位：人

市町村名	入院需要			合計
	重傷者数	死者の 1割	要転院 患者数	
徳島市	1,600	520	680	2,800
鳴門市	470	220	100	800
小松島市	480	610	180	1,300
阿南市	840	290	90	1,200
吉野川市	120	10	130	260
阿波市	120	10	30	160
美馬市	60	※	20	80
三好市	70	10	70	150
勝浦町	40	※	10	50
上勝町	20	※	0	20
佐那河内村	10	※	0	10
石井町	210	10	10	230
神山町	10	※	0	10
那賀町	80	※	10	90
牟岐町	80	50	30	150
美波町	160	100	10	270
海陽町	210	190	10	410
松茂町	90	80	10	180
北島町	120	30	40	190
藍住町	160	10	10	180
板野町	110	10	70	190
上板町	90	10	0	90
つるぎ町	20	※	10	30
東みよし町	10	※	0	20
合計	5,200	2,200	1,500	8,900

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

2)※は、若干数を表す

(3)住機能支障（冬・夕）

市町村名	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
徳島市	120,900	17,000
鳴門市	22,400	3,600
小松島市	15,100	4,100
阿南市	27,600	5,800
吉野川市	15,500	570
阿波市	13,000	510
美馬市	11,100	280
三好市	9,700	270
勝浦町	1,800	160
上勝町	580	50
佐那河内村	780	30
石井町	9,800	1,100
神山町	2,000	40
那賀町	3,000	260
牟岐町	1,600	500
美波町	2,500	790
海陽町	3,900	1,100
松茂町	6,100	1,200
北島町	9,900	1,100
藍住町	14,700	1,200
板野町	5,100	590
上板町	4,300	390
つるぎ町	3,100	60
東みよし町	5,100	60
合計	309,700	40,700

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(4)災害時要配慮者（冬・夕）

単位：人

市町村名	要配慮者	避難所避難者 (津波警報解除後当日)	避難所に避難する要配慮者
徳島市	51,000	113,600	23,800
鳴門市	11,400	29,300	6,500
小松島市	7,900	19,900	4,700
阿南市	14,500	29,200	6,500
吉野川市	9,100	3,500	890
阿波市	7,800	3,300	810
美馬市	6,700	2,000	510
三好市	6,600	2,000	630
勝浦町	1,200	770	220
上勝町	490	240	100
佐那河内村	480	200	50
石井町	5,400	4,700	1,100
神山町	1,400	340	120
那賀町	2,100	1,200	390
牟岐町	1,100	1,900	690
美波町	1,700	3,000	930
海陽町	2,600	3,600	1,300
松茂町	2,600	9,300	1,700
北島町	4,300	7,400	1,400
藍住町	6,500	6,500	1,200
板野町	2,900	2,500	590
上板町	2,300	1,800	400
つるぎ町	2,300	520	180
東みよし町	3,300	600	160
合計	155,600	247,600	54,900

1)属性間の重複あり

2)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(5) 帰宅困難者

単位：人

市町村名	新しい帰宅 困難者率	従来の帰宅 困難者率
徳島市	19,600	13,700
鳴門市	3,700	2,800
小松島市	2,300	1,100
阿南市	6,200	6,900
吉野川市	2,100	2,400
阿波市	1,600	1,900
美馬市	1,500	2,000
三好市	1,500	1,700
勝浦町	300	390
上勝町	100	150
佐那河内村	70	60
石井町	1,200	800
神山町	230	440
那賀町	360	670
牟岐町	200	180
美波町	390	650
海陽町	210	220
松茂町	1,000	570
北島町	1,100	540
藍住町	1,600	890
板野町	1,000	860
上板町	690	650
つるぎ町	570	580
東みよし町	510	620
合計	48,100	40,600

1) 端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(6) 災害廃棄物等（冬・夕）

単位：万トン

市町村名	災害廃棄物	津波堆積物	計
徳島市	405	96	501
鳴門市	126	67	193
小松島市	113	62	175
阿南市	160	89	249
吉野川市	19	0	19
阿波市	17	0	17
美馬市	11	0	11
三好市	13	0	13
勝浦町	4	0	4
上勝町	2	0	2
佐那河内村	1	0	1
石井町	27	0	27
神山町	2	0	2
那賀町	9	0	9
牟岐町	21	6	27
美波町	30	13	43
海陽町	35	18	52
松茂町	37	27	64
北島町	28	5	33
藍住町	32	0	32
板野町	16	0	16
上板町	11	0	11
つるぎ町	4	0	4
東みよし町	3	0	3
合計	1,100	380	1,500

1) 端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

(7)エレベータ内閉じこめ

市町村名	エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
		安全装置 作動	揺れによる 故障	停電	合計
徳島市	1,800	※	160	350	510
鳴門市	250	※	20	50	70
小松島市	90	※	10	20	30
阿南市	230	※	20	40	60
吉野川市	100	※	10	20	30
阿波市	50	※	※	10	10
美馬市	80	※	※	20	20
三好市	110	※	10	20	30
勝浦町	10	※	※	※	※
上勝町	10	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※
石井町	60	※	※	10	20
神山町	10	※	※	※	※
那賀町	20	※	※	※	10
牟岐町	10	※	※	※	※
美波町	30	※	※	10	10
海陽町	10	※	※	※	※
松茂町	80	※	10	20	20
北島町	70	※	10	10	20
藍住町	120	※	10	20	30
板野町	30	※	※	10	10
上板町	20	※	※	※	※
つるぎ町	20	※	※	※	※
東みよし町	20	※	※	※	10
合計	3,300	※	280	620	900

1)端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

2)※は、若干数を表す

(8)孤立集落

市町村名	孤立可能性 のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
徳島市	2	2	0	2
鳴門市	17	6	10	16
小松島市	0	0	0	0
阿南市	7	4	3	7
吉野川市	45	0	0	0
阿波市	16	0	0	0
美馬市	114	3	0	3
三好市	58	14	0	14
勝浦町	2	1	0	1
上勝町	27	24	0	24
佐那河内村	20	10	0	10
石井町	0	0	0	0
神山町	5	0	0	0
那賀町	35	23	0	23
牟岐町	1	0	1	1
美波町	19	12	7	19
海陽町	21	14	2	16
松茂町	0	0	0	0
北島町	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0
板野町	0	0	0	0
上板町	1	0	0	0
つるぎ町	58	0	0	0
東みよし町	25	0	0	0
合計	473	113	23	136

(9)文化財

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
18	2	12	0

1) 要因間での重複あり

4. 直接経済被害

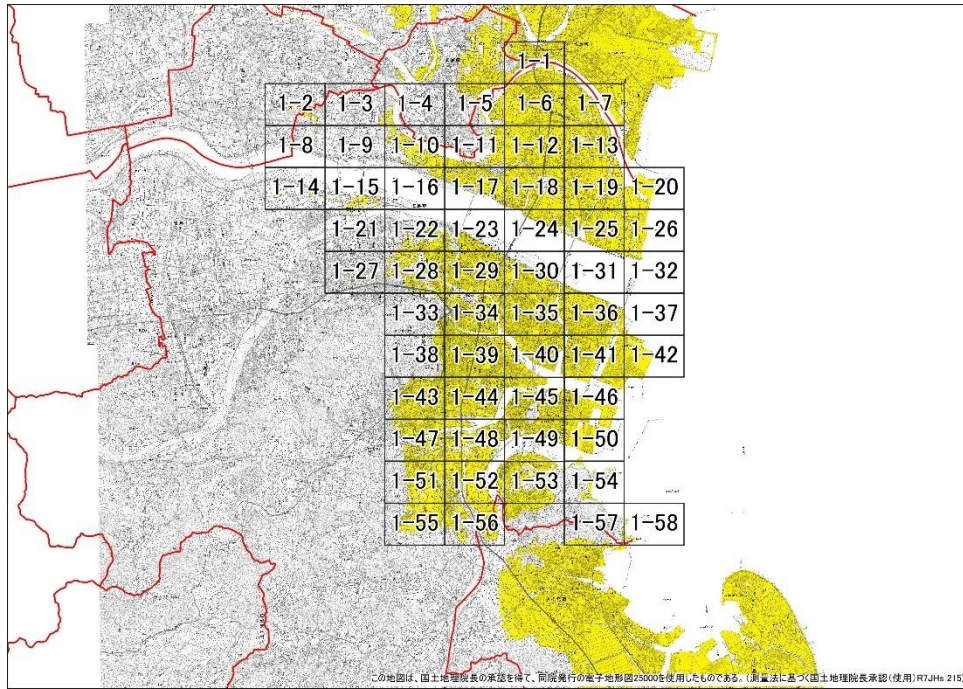
種別	被害額（億円）
建物	46,600
家庭用品	5,100
償却資産	6,500
棚卸資産	3,600
上水道	90
下水道	350
電力	100
通信	300
道路	130
鉄道	130
港湾	1,400
その他土木施設	800
災害廃棄物	4,200
合計	69,300

1) 端数処理の方法により、合計が一致しない場合がある

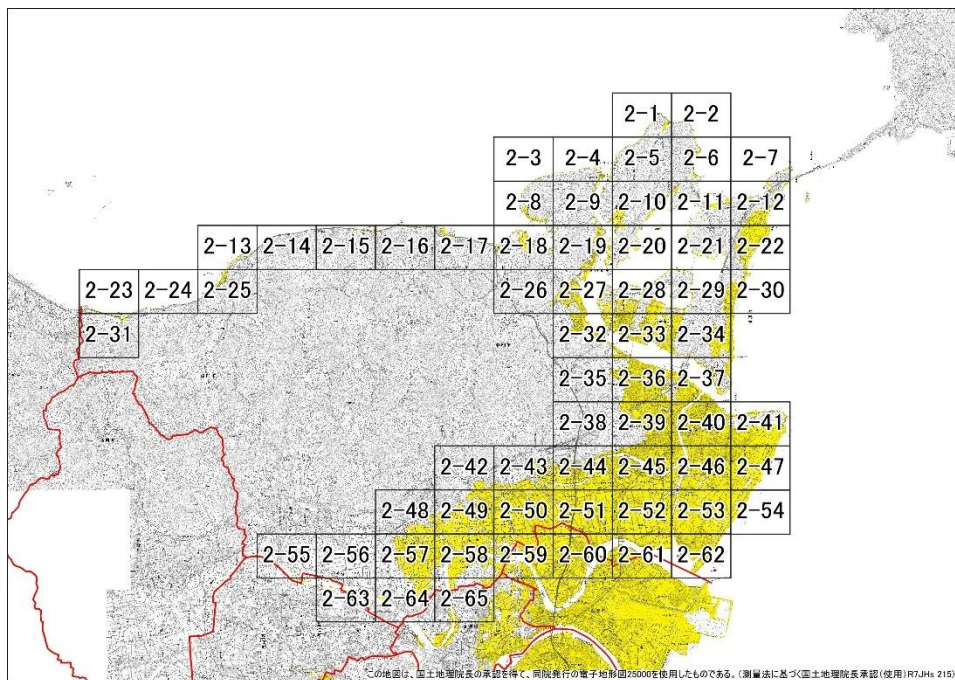
(3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定(令和8年3月11日)

津波避難対策をより確実・効果的に実施するため、津波防災地域づくり法第53条及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づく「津波災害警戒区域」（いわゆるイエローゾーン）の指定を次のとおり行った。

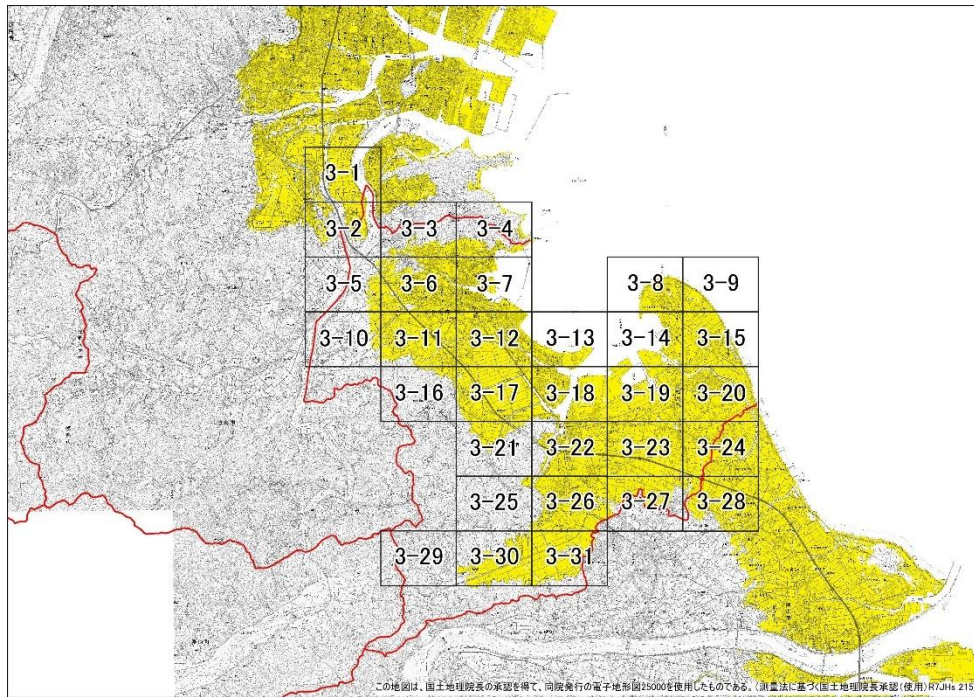
① 徳島市



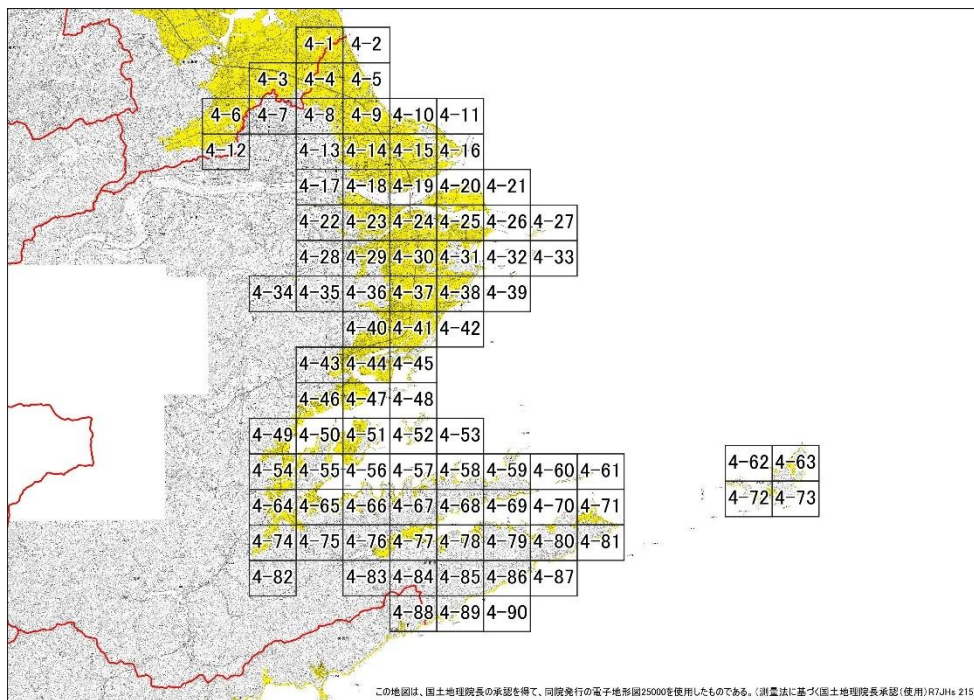
② 鳴門市



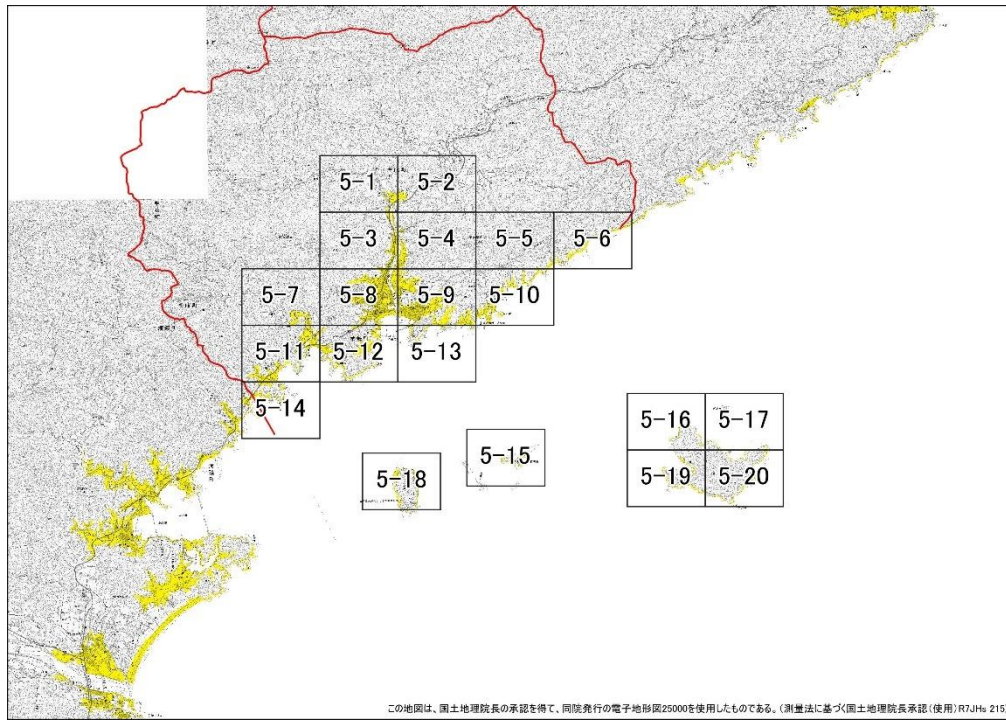
③ 小松島市



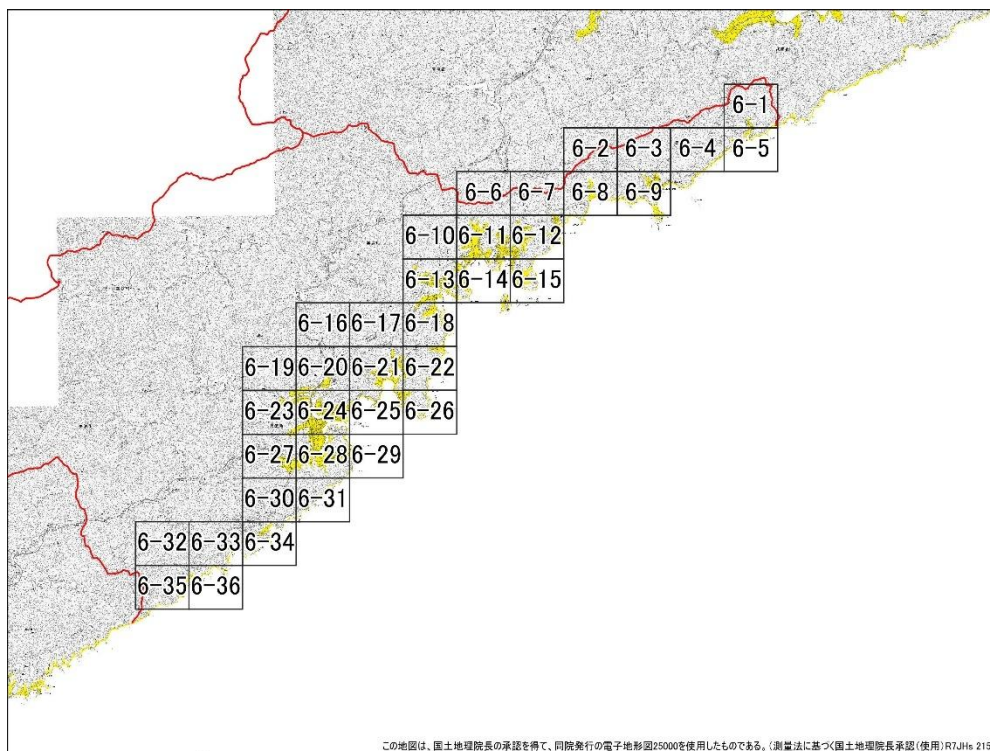
④ 阿南市



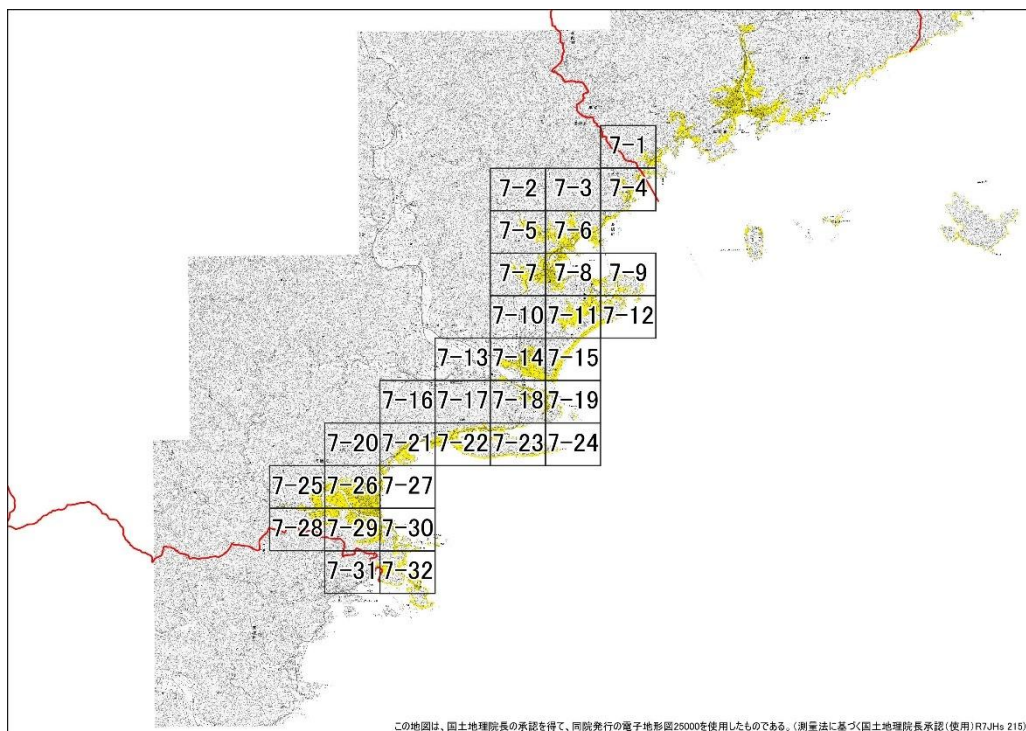
⑤ 牟岐町



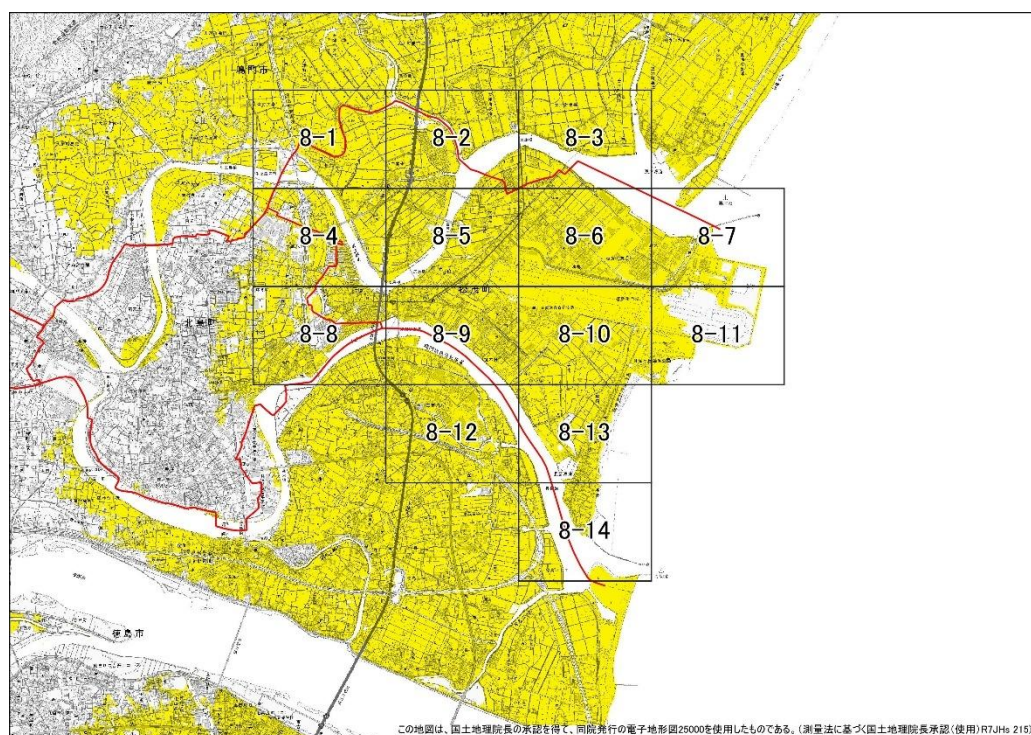
⑥ 美波町



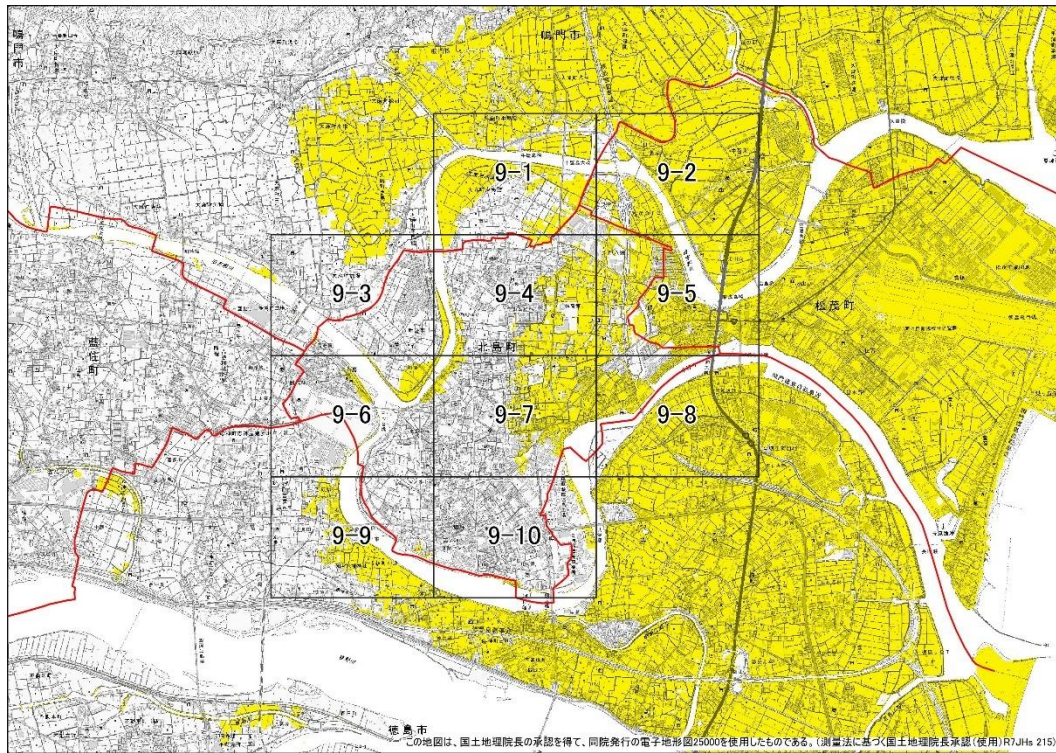
⑦ 海陽町



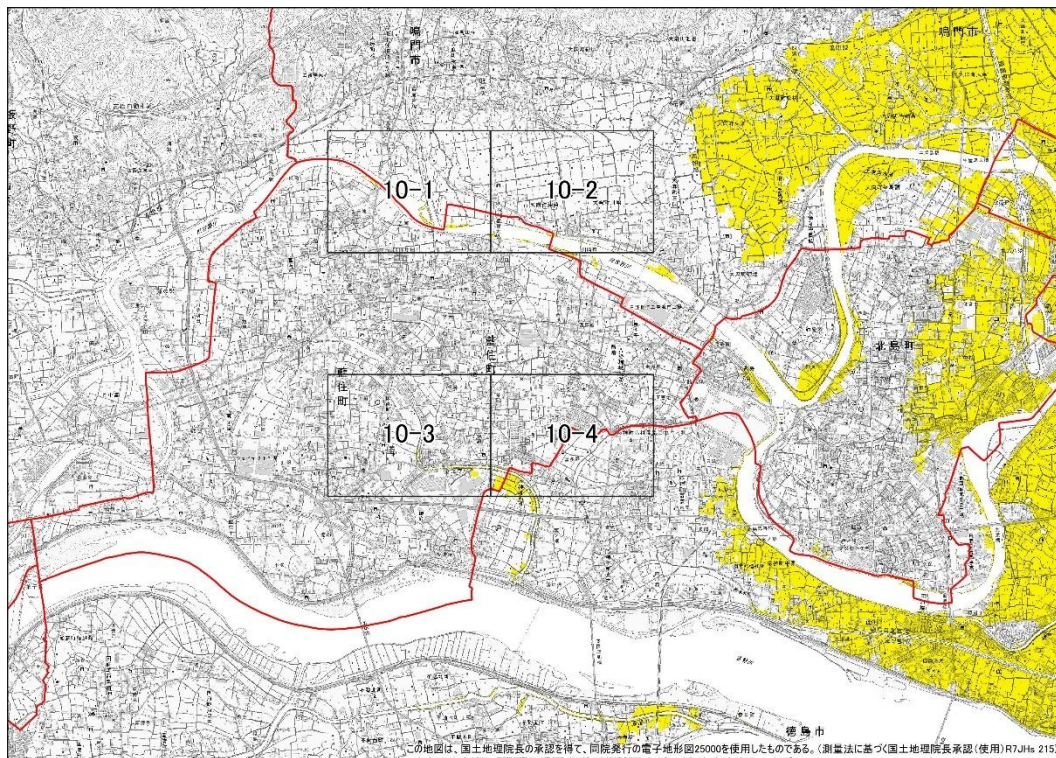
⑧ 松茂町



⑨ 北島町



⑩ 藍住町



第3節 地震対策行動計画の推進

第1 地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」、「令和6年能登半島地震」等の近年発生した大規模災害の課題と教訓を踏まえ、本県においても、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、更に加速する必要がある。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため、県は、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「災害に強いとくしま」を実現するため、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」を策定し、県の地震・津波対策を推進する。

第2 地震対策行動計画の概要

1 理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「県民の生命・財産」を守り抜くため、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 徳島県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化【強靱化の推進】が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興【レジリエンスの強化】を可能にする
- ⑤ 平時から被災後の復興に向けた事前の準備・実践【事前復興の推進】に取り組むことにより、未来に引き継げる「災害に強いとくしま」を実現する。

2 施策体系

(1) 命の72時間への対応

～大規模災害が発生したときでも、全ての人命を守る～

(2) 助かった命をつなぐ対策

～救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う～

(3) 初動対応力の強化

～防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ～

(4) 社会インフラの早期復旧

～情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる～

(5) 持続可能な地域経済

～経済活動を機能不全に陥らせない～

(6) 創造的復興の推進

～社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する～

3 計画期間

計画の推進期間は、令和10年度を目標年次とする。このうち令和7年度までを重点的に取り組む期間とし、計画の見直しは概ね5年ごとに行うものとする。

4 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、計画の必要な見直しを行う。

また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映する。

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

【主な実施機関：市町村、県（都市計画課、住宅課、営繕課、教育委員会）】

第1 方針

本県は、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震の2つの大規模地震のリスクに対峙しており、地震対策を積極的に進めるため、南海トラフ巨大地震について平成25年に、中央構造線・活断層地震については平成29年に被害想定を公表し、人的被害、建物被害及びライフライン被害など被害の様相や、建物の耐震化を踏まえた被害軽減を示した。

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、建築年代の古い住宅が多数倒壊するなど、甚大な被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るとともに、とりわけ木造住宅の耐震性の確保に対し、より一層強化を図る。

第2 内容

1 建築物等の耐震化

(1) 防災上重要な建築物の耐震対策

ア 防災上重要な県有建築物の設定

県は、次の県有施設を「防災上重要な建築物」として位置づけ、非構造部材を含む耐震対策等により、高い安全性の確保を図る。

災害対策上の分類（「県有施設総合耐震計画基準」の災害対策上の分類による。）

分類		活動内容	対象施設
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集、指令 ・二次災害に対する警報の発令 ・災害復旧対策の立案、実施 ・防犯等の治安維持活動 ・被災者への情報伝達 ・保健衛生及び防疫活動 ・救護物資等の備蓄、緊急輸送活動等 	本庁舎 警察本部庁舎 警察署 防災施設（無線局、防災航空隊等） 合同庁舎 保健所
	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護、救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動等 	県立病院 県立診療所
避難所として位置づけられた施設		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の受け入れ等 	市町村の地域防災計画により避難所として位置づけされた施設（県立学校等）
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する施設 	文化施設、避難所に指定されていない学校、社会教育施設、社会福祉施設等
その他			上記に該当していない施設

イ 防災上重要な県有建築物の耐震性強化

前項の防災上重要な建築物については、国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、耐震性の確保を図る。

(7) 新築建築物の耐震設計・施工の確保

新たに建設される県有施設の整備については、施設の重要性に鑑み、施設の持つべき耐震安全性の目標に応じて、その確保を図る。

また、その実施に当たっては、「県有施設総合耐震計画基準」に基づき耐震性能の確保を図る。

(イ) 既存建築物の耐震性能の調査

既存県有建築物については、県有施設耐震診断基本方針（平成15年12月26日）に基づき必要に応じて耐震診断を実施し、建築物の耐震状況を把握し、施設の安全性の向上に努める。

(ウ) 既存建築物の耐震改修等の促進

既存県有建築物の管理者は、耐震診断等によって耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により、耐震性の確保に努めるものとする。

ウ 防災上重要な市町村の建築物の耐震性確保

(7) 市町村は、市庁舎・町村役場など災害対策の拠点となる施設及び学校、公民館など避難所として利用する施設について、耐震診断を実施し、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により耐震性の確保に努めるものとする。

(イ) 市町村は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(2) 特定建築物の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物（学校、病院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する

一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行うものとする。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物等の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であるが、平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても、市町村や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

(4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く県民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して県民の文化向上に資する必要がある。このため、県及び市町村は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言及び支援を行うものとする。

(5) 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、県は、これらの工作物の耐震性について広く県民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

(6) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

県は、道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。

特に、通学路及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行うものとする。

(7) ブロック塀等の耐震対策

県及び市町村は、道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

(8) 家具等の転倒防止対策

県及び市町村は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、県民への普及・啓発を図るものとする。

(9) 県民に対する耐震対策の普及・啓発

県及び市町村は、住宅の耐震化の促進を図るため、ホームページやパンフレットを活用した広報、戸別訪問による耐震化の必要性及び補助制度等の説明の実施及び常設の耐震相談窓口の設置等により住民への普及啓発に努めるものとする。

県は、県公式SNSを活用した広報の実施や県立防災センターを活用した住宅耐震化パネル展等の実施に努め、各市町村と連携した住宅耐震化の普及啓発に努めるものとする。

(10) 応急危険度判定体制等の整備

県は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成、認定・登録及び被災時を想定した訓練を行うとともに、緊急時に対応できる体制を整備する。

(11) 関係団体との連携

県及び市町村は、前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

2 県が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
 - (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - (エ) 出火防止措置
 - (オ) 消防用設備の点検、整備
 - (カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - (キ) 緊急地震速報受信設備
- ※ 利用形態等を考慮して施設によっては、水、食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置
- (イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - a 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 県庁舎等における津波からの円滑な避難等に必要な措置

県庁舎や出先機関の庁舎等の施設ごとに具体的に計画するものとする。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 市町村耐震促進計画の策定

2 公共施設の耐震化

3 住民の啓発、耐震化に係る補助等による耐震化の促進

第2節 都市防災機能の強化

【主な実施機関：市町村、県（都市計画課、住宅課）】

第1 方針

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にある。本県も、近年は中核都市として一層都市機能の集積が進みつつあり、それに伴い新たな災害発生危険性が增大しているものと予想される。

このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、県及び市町村等は防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災対策を推進するものとする。

第2 内容

1 防災空間の確保

都市における大規模な地震災害、同時多発火災及び津波が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難場所、避難路や自衛隊等の活動拠点として有効な役割を果たす都市公園、緑地の整備や新たな避難路や救援路、施設を利用した避難所などの機能確保が期待できる鉄道高架の事業化を推進する。

(1) 緑の基本計画

緑の基本計画は、自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。

そのため、市町村は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものである。

なお、緑の基本計画は、市町村が策定することとなっている。

(2) 都市公園の整備

本県の東部沿岸域の多くは地盤が軟弱であり、また近年市街地において不燃化が進んだとはいえ依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため、県及び市町村は、環境保全、スポーツ、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備を促進する。

県下の都市公園の整備状況（令和6年3月31日現在）

都市計画区域人口	都市公園数	都市公園面積	1人当たり 都市公園面積
539千人	270	552.78ha	10.26㎡

※特定地区公園（カンントリーパーク）を除く

2 建築物の不燃化促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

我が国は伝統的に木造建築物により市街地が形成され、地震による火災等の被害が生ずるおそれは極めて大きいことから、市街地における火災の危険を防除するため都市計画において定める

地域として、防火地域・準防火地域が定められている。

防火地域の指定は建築物の耐火建築物への促進を図るものであり、都市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、また準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

県下の防火地域・準防火地域指定状況（平成30年3月31日現在）

市町村名	防火地域	準防火地域
徳島市	44.0ha	138.0ha
鳴門市	3.6ha	—
吉野川市	9.6ha	—
計	57.2ha	138.0ha

(2) 公的住宅の不燃化促進

県及び市町村は、都市部に立地する公的住宅については、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地整備を推進する。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画の形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。

土地区画整理事業を推進することにより道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図る。

(2) 市街地再開発事業の推進

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、一層の防災機能の充実を図るため、市街地再開発事業の推進を図る。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 公園・緑地等の防災利用及び整備
- 2 防火地域・準防火地域の指定
- 3 土地区画整理事業の推進
- 4 市街地再開発事業の推進

第3節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

【主な実施機関：市町村、県（生産基盤課、森林土木・保全課、砂防防災課）、四国地方整備局】

第1 方針

県及び関係機関は、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険な個所における必要な災害防止策について定める。

第2 内容

1 地すべり予防対策

県は、地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難場所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域等（地すべり）の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市町村にあつては、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

〔参 考〕 地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する。
 - 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
 - 6 地鳴りがする。
 - 7 樹木、電柱、墓石などが傾く。
 - 8 浮石、落石が発生する。
 - 9 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊予防対策

県は、崖崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止、更に沿岸部における津波避難場所・避難路の確保を重点的に実施する。

また、急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域等

（急傾斜地の崩壊）の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市町村にあつては、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

〔参 考〕 危険度の高い崖

- 1 クラックのあるがけ
 - 2 表土の厚いがけ
 - 3 オーバーハングしているがけ
 - 4 浮石、落石の多いがけ
 - 5 割目の多い基岩からなるがけ
 - 6 湧水のあるがけ
 - 7 表流水の集中するがけ
 - 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流予防対策

県は、土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、更に近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、砂防指定地内の土砂流出を誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域等（土石流）の公表周知、ソフト対策を推進する。

市町村にあつては、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

4 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

県は、災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、山地災害危険地を県のホームページで公開することにより山地災害危険地の周知を図る。また、県は市町村及び地域住民と連携し、山地災害危険地のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

県と市町村は、山地災害危険地に関する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に山地災害危険地内にある要配慮者利用施設の保全を重点的に実施する。また、関連した避難路・迂回路となる道路の保護についても配慮する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

県及び市町村は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を

推進する。

(1) 基礎調査

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂災害防止法」という。）に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定を、また、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行う。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(3) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

ア 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂災害の危険度分布等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

オ 市町村は、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。

カ 市町村は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものと

する。

6 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

(1) 緊急調査

土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づき、国土交通省及び県が次のとおり緊急調査を行う。

ただし、以下に該当しない場合は、県が必要な調査等を行うものとする。

ア 国土交通省が実施するもの

(7) 河道閉塞（天然ダム）による湛水を発生原因とする土石流

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね 20m 以上ある場合
- b 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

(4) 河道閉塞（天然ダム）による湛水

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね 20m 以上ある場合
- b 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 県が実施するもの

(7) 地すべり

- a 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は被害が広がりつつある場合
- b 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第 31 条）

国土交通省及び県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第 31 条により関係市町村へ通知するとともに一般住民に周知する。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては県に対しても土砂災害緊急情報が通知される。

7 防災知識の普及

- (1) 県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防

災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

- (6) 県及び市町村は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
- 2 土砂災害警戒区域の住民に対する周知

第2款 液状化対策

【主な実施機関：市町村、県（施設管理者）、公共・公益施設管理者】

第1 方針

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 内容

県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、県及び市町村は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、県民への適切な情報提供等を図る。

第3款 宅地防災対策

【主な実施機関：市町村、県（都市計画課、住宅課）】

第1 方針

県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、宅地造成工事については、適切な審査と指導を行う。

第2 内容

1 工作物の耐震設計

擁壁、法面等で地震により崩壊する恐れのある工作物等について、建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう指導を徹底する。

2 監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には、監督権、命令権に基づき速やかに処置する。

(1) 都市計画法の監督処分

- ア 許可の取消し、変更、効力の停止
- イ 許可条件の変更、附加
- ウ 工事停止命令
- エ その他、違反是正措置命令

(2) 建築基準法の監督処分

- ア 工事停止命令
- イ その他、違反是正措置命令

3 防災パトロール

定期パトロールを強化して、違反宅地造成、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期す。

4 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定実施要綱により、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成、都道府県及び市町村間の相互支援体制の整備等を実施し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 危険宅地の所在及び警戒体制、保全対策
- 2 地域自主防災体制の整備

第4款 ダム防災対策

【主な実施機関：県（水環境整備課、企業局）、四国地方整備局、独立行政法人水資源機構、四国電力(株)】

第1 方針

県及び関係機関は、地震に伴うダムの被害を防止するため、ダム施設の適切な維持・管理を実施する。

第2 内容

1 施設の現況

河川区域内のダム施設は、河川管理施設等構造令等に基づいた耐震設計を行っており、多目的ダムが5（県3、四国地方整備局1、独立行政法人水資源機構1）、発電用ダムが7（県1、四国電力6）設置されている。

2 保守管理目標

ダムについては、ダム検査規程等に準拠し、定期的に巡視・点検により保守管理を行っており、

大規模な地震（震度4以上）が発生した場合には、直ちに臨時点検を実施するものである。

第5款 農業用ダム・農業用ため池対策

【主な実施機関：県（生産基盤課）】

第1 方針

県及び関係機関は、地震に伴う農業用ダム、農業用ため池の被害を防止するため、施設の適正な管理及び保全に関する施策について定める。

第2 内容

1 管理の形態

農業用ダム・農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国、県、市町村の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

2 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

3 耐震化・統廃合の推進

県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、決壊した場合の影響度が大きなものから、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

4 緊急点検の実施

防災重点農業用ため池の他、堤高15m以上の農業用の貯水施設のうち、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程若しくは独立行政法人水資源機構法に定める施設管理規程が定められているため池（一級河川、二級河川又は準用河川において設けられたものを除き、下流に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものに限る。）を対象とし、震度4の地震が発生した場合には、堤高15m以上のため池について緊急点検を実施し、震度5以上の場合は全ての対象ため池について緊急点検を実施する。

5 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、市町村は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、市町村や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

県は、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市町村が支援を行い、緊急点検が実施

できるよう体制づくりに努める。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 ため池施設の整備
- 2 ため池の管理体制の強化

第4節 津波災害予防対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、生産基盤課、森林土木・保全課、水産振興課、河川政策課、河川整備課、都市計画課、港湾政策課）、四国地方整備局、徳島地方气象台】

第1 方針

津波からの防護のための河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

第2 内容

1 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、住民避難を軸に、住民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、住民財産の保護、避難時間の確保、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

2 津波災害対策

南海トラフ地震による津波により、沿岸部では津波が堤防を乗り越え、内陸部では河川を遡上した津波が広範囲に浸水被害を発生させることが想定される。

このため、県が管理している海岸保全施設等について、各施設の現況調査を踏まえ、ハード・ソフトが一体となった防災対策を策定することとしている。

また、市町は、県が作成する浸水予測図等に基づき、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、沿岸地域住民及び海岸利用者に対する、津波又は浸水時の対応策の周知に努める。

(1) 河川・海岸・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法

エ 内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置

オ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

カ 同報無線の整備等の方針及び計画

(2) 津波・浸水予防施設の整備

ア 海岸保全施設

津波による被害を防止又は軽減するため、防波堤・防潮堤や水門などの必要な施設について、耐震性・耐津波性への照査を実施し、管理者である県及び市町は必要な施設の補強・嵩上等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

イ 河川管理施設

津波による被害を防止又は軽減するため、管理者である国、県及び市町においては、堤防や水門などの必要な施設の補強等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

地震により被災する恐れがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

ウ 港湾管理施設

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、岸壁や臨港道路などの必要な施設について、気候変動を考慮した耐震性・耐津波性への照査を実施し、管理者である県は必要な施設の補強・嵩上等整備を推進するとともに、日頃から施設の点検補修を行い、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

地震により被災する恐れがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

エ 漁港管理施設

津波による被害を防止又は軽減するため、管理者である県及び市町村においては、必要な施設の補強等整備を促進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、漁港巡回指導員が常時状況の把握に努め、規模が大きく機

械操作が必要な箇所においては樋門看守を設置し、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで降下させておくなど管理上必要な措置が迅速に執られる体制を整備する。

陸閘については、常時閉鎖が可能な箇所においては、利用者や地域住民等に対し、利用後の閉鎖が定着するよう啓発に努めるとともに徹底を図るものとする。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じて施設の統合や自動化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢に努めるものとする。

オ 林野管理施設

津波による被害を防止又は軽減するため、整備した施設とその背後にある防潮林の管理及び機能強化を推進する。

3 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 県は、津波災害のおそれのある区域について、沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。

イ 県は、市町と連携して、津波防災地域づくり法において、知事が指定できることとされている「津波災害警戒区域」及び「津波災害特別警戒区域」について、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、区域指定を推進する。

また、津波災害を予防する適正な土地利用を促進するため、土地利用に関する規制緩和等を実施するものとする。

ウ 市町は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、津波防災地域づくり法に基づく「推進計画」の作成を推進する。

エ 県及び市町は、津波浸水想定や区域指定等を踏まえ、地域住民が確実に避難できる体制を確立するため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設を活用した避難場所等を確保するとともに、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

4 津波・浸水時の被害予防対策

(1) 津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、県、市町及び防災関係機関は、津波の危険、津波警報等や避難指示等の意味合い、避難方法等を県民及び船舶等に対して広く啓発するものとする。

津波警戒の呼びかけは、「強い揺れを感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本とする。

(2) 市町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水想定等を作成・活用するなどして、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るよう努める。

(3) 市町は、津波浸水想定等に基づき避難場所、避難路を指定し、これを示す津波ハザードマップの整備を行い住民に周知し、必要に応じて見直しするとともに、避難場所・避難路等を示す統一的な記号等を利用したわかりやすい案内板や津波浸水標識等の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、沿岸地域住民及び海岸利用者に対して、津波の対応の啓発に努める。

特に観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地にも浸水や避難に関する表示の設置等を行い、周知を図るよう努めるものとする。

また、海岸利用者の海岸からの避難路として、また防火用水としての海水利用をしやすくするため、海岸への昇降路の設置等の整備を図る。

なお、避難場所・避難路については、浸水域や浸水深を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備を図るものとする。特に周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルやタワー等の整備・指定を進め、より効果的な配置となるよう努める。

さらに、ヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等、津波に強い地域づくりに努めるものとする。

(4) 県は、市町村がハザードマップ等を作成する際、円滑に作成できるよう支援等の実施に努めるものとする。

(5) 市町は、津波に備えて平時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者、障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 正確な津波警報等の情報収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(6) 徳島地方気象台は、気象庁が発表する津波警報等について防災関係機関に対し周知を図る。

(7) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

(8) 県は、津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難体制強化を図るため、当該施設が行う避難確保計画の作成や避難訓練実施を支援し、計画作成の推進及び実効性確保に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 津波避難ビルの指定

2 津波ハザードマップの作成

3 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

4 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

5 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- 6 津波避難訓練の実施に関する事項
- 7 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 8 前各号に掲げるもののほか、津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 9 避難促進施設の所有者または管理者による避難確保計画の作成（津波防災地域づくり法 7 1 条）

第5節 水道施設の整備

【主な実施機関：市町村（水道事業者）、県（水環境整備課）】

第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

第2 内容

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

市町村は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化計画を策定し、次により水道施設の整備を図るものとする。

ア 石綿セメント管など、耐震化に際して弱点となるような管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。

イ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

(ア) 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設

(イ) 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

(ウ) 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

ウ 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

エ 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

(2) 二次災害の防止

市町村は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

ア 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置

イ 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

ウ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用

エ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

(3) 応急復旧対策

市町村は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

ア 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。

イ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。

ウ 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業

者等との協定等の締結に努める。

エ 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

オ 非常用電源を確保する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 水道施設の整備・保守
- 3 被害状況の調査・点検
- 4 災害時用の資機材の整備
- 5 応急復旧の実施・応援要請
- 6 教育訓練・広報

第6節 危険物等の災害予防対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、薬務課）、中国四国産業保安監督部四国支部、徳島海上保安部】

第1 方針

県又は市町村は、地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。

第2 内容

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育の実施

県は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

県は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

県は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

ア 危険物事業所は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 危険物事業所は、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学的な消防資機（器）材の整備

市町村は、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進

を図る。

(1) 保安意識の高揚

ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。

イ 高圧ガス、LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。

ウ 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 保安の強化

ア 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。

イ 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備

ア 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。

イ 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

3 毒物劇物災害予防対策

県は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。

(1) 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る。

(2) 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する。

(3) 毒物劇物貯蔵所を定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

4 放射線災害予防対策

防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

5 海上特殊災害予防対策

徳島海上保安部及び関係機関は、危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行制限の強化、水路・航行援助施設等及び防災資機（器）材の整備促進、保安教育訓練の徹底、防災関係機関相互間の有機的連携の強化等指導及び保安体制の確立を図るものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 危険物施設の保安対策の実施

第7節 避難対策の充実

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）】

第1 方針

本県が実施した各種調査の被害想定の効果的な軽減には、南海トラフ地震はもとより一般災害に対しても地域ごとの詳細な避難計画の策定と、この避難計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため、市町村長等は、震災時における火災、津波、土砂災害等から住民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

なお、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第2 内容

1 津波からの避難対策

本県が実施した被害想定調査結果などを踏まえて、津波被害が予想される市町の長等は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、住民の安全確保に努めるとともに、平時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施して必要に応じて避難計画の見直しを行うものとする。

特に、津波避難計画は、実効性の確保及び住民等の避難意識の啓発等の観点から、住民の参画を得て作成するよう努めるものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル及び避難路・避難階段の整備・確保など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

加えて、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

なお、避難対象地域については、これを推進計画に明示するものとし、避難対象地域別の避難場所、避難路その他避難に必要な事項についても明示するものとする。

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

(1) 津波警報等の伝達

津波被害の可能性のある市町は、さまざまな環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示等の周知が、住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

県及び津波被害の可能性のある市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火

山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(2) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市町は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

(3) 避難場所及び避難路の選定等

避難場所の選定にあたっては、避難対象地区の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は、「近くの高い所」を基本とし、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮する。

また、高台への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地区については、堅牢な高層建物の中・高層階や高速道路ののり面などを避難場所として利用するほか、避難場所及び避難路の選定・指定にあたって、次の事項について十分留意するものとする。

ア 避難場所

- (ア) 安全性が確保されていること
- (イ) 過去の地震による津波の浸水地域、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮すること
- (ウ) 避難できる限界の距離は、最長でも500m程度を目安とし、避難対象者や地域の特性等も考慮し設定すること
- (エ) 避難困難地区の解消を図るため、津波避難ビル等の指定・設定をすること（所有者、管理者の理解が必要）
- (オ) 避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること
- (カ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の配備を図ること
- (キ) 指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること

イ 避難路

- (ア) 安全性が確保されていること
- (イ) 避難路の指定・設定にあたっては、現地踏査等を十分に行うこと
- (ウ) 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること（観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること）
- (エ) 海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することは可能な限り避けること
- (オ) 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること

ウ 船舶の避難

- (ア) 港外退避を念頭に置き、あらかじめ「十分な水深があり、かつ広い」沖合いを避難海域にできるように、同海域までの所要時間を調べておく。
- (イ) 地震を感じたら、直ちにラジオ、テレビ等から気象庁発表の情報を入手し、津波に関する警報等が発表された場合は、以下の(ウ)から(オ)の措置をとる。
- (ウ) 人命の安全確保を最優先とし、船舶の避難に高い危険が予想されるとき、乗組員等は、陸上の安全な場所（高台や避難所等）に避難する。
- (エ) 徳島小松島港に在泊する船舶は、同港台風津波等対策委員会が定めた徳島小松島港台風津波等災害防止措置実施要領に基づき措置を講じる。
- (オ) その他の港に在泊する船舶は、前記(エ)と同様の措置を講じる。

〔資料 編〕

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(4) 避難訓練の実施

住民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、年1回以上津波避難訓練を実施する。

また、実施に当たっては、居住者はもとより観光客、釣り客、海水浴場客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとする。

(5) 避難に関する環境整備

市町村長は、避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難情報を迅速に住民に伝達する手段を確保するとともに、夜間の避難を想定した照明設備、避難誘導標識の設置、避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。

また、国、県、市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

(6) 交通規制

県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について交通規制の内容を定め、計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずる。

なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(7) 平時の広報及び防災教育

津波避難に関する平時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により住民への周知徹底を図るものとする。

ア 避難場所、経路及び方法

イ 津波に関する基礎知識

- (ア) 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。
- (エ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

- (オ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (カ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性がある。

ウ 日頃の準備、避難の心得

- (ア) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 避難場所、避難路の確認
- (ウ) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- (エ) いざというときの対処方法の検討
- (オ) 防災訓練への積極的参加

(8) 住民等の予防措置

ア 地域住民等

関係地域住民等は、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

イ 事業者

- (ア) 南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、同法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
- (イ) 県及び市町村並びに関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
- (ウ) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

2 火災からの避難対策

(1) 避難場所の確保

ア 広域避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集市街地では炎上火災の恐れがあることから、市町村長は住民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により広域避難場所を選定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の市街地の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- (ア) 火災の延焼によって生じる幅射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園、緑地、広場その他の公共空地であること。
- (イ) 木造密集市街地から300メートル以上離れていること。
- (ウ) がけ崩れ、津波、浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (エ) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (オ) 避難者一人あたりの必要面積はおおむね2平方メートル以上とし、要避難地区のすべての

住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置するものとする。

- (カ) 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 広域避難場所の整備

市町村長は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努めるものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
- (イ) 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。
- (ウ) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

(2) 避難路の確保及び交通規制

ア 避難路の選定

市町村長は、住民等が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保しておくものとする。

- (ア) 原則として幅員が10メートル以上の道路とし、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 避難路は相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (ウ) 津波や浸水等の危険のない道路であること。

イ 避難路及び広域避難場所周辺の交通規制

県警察は、避難路を確保するため必要がある場合には、避難路に指定された道路及び広域避難場所周辺道路の交通規制を行う。

(3) 避難に関する広報

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

ア 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った市町村は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 避難場所の名称
- (イ) 避難場所の所在位置
- (ウ) 避難場所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市町村及び県は、次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- (ア) 平時における避難の心得
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

3 市町村等の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地等
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
 - (ア) 給 水
 - (イ) 給 食
 - (ウ) 負傷者に対する応急救護
 - (エ) 生活必需品の支給
 - (オ) その他必要な措置
- オ 避難場所における秩序維持
- カ 災 害 広 報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 津波避難計画の整備
- 2 避難指示等の発令基準の整備
- 3 避難指示等の伝達体制の整備
- 4 避難場所及び避難路の選定
- 5 市町村管理施設の避難計画の整備

第8節 火災予防対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、医療政策課、薬務課）】

第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくする恐れが強い。このため、県及び市町村は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、市町村の保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

第2 内容

1 出火防止、初期消火体制の確立

県及び市町村は、県民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災の未然防止を図る。

(1) 火災予防の徹底

市町村は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図る。

ア 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、市町村火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、感震ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

- (ア) 災害発生時における応急措置の要領
- (イ) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- (ウ) 避難、誘導體制の確立
- (エ) 終業後における火気点検の励行
- (オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市町村は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消

火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

(ア) 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

(イ) 幼年・少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

(3) 予防査察の強化

市町村は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほか特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

市町村は、消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

ア 石油類

県及び市町村は、危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行う。

(ア) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせることにより、災害発生防止に努める。

(イ) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

(ウ) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

イ 火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

(6) 化学薬品からの出火防止

市町村は、化学工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、市町村火災予防条例等に基づき、貯蔵、保管場所を不燃化等の指導を行うものとする。

2 消防力の整備強化

市町村は、消防力を確保するため、次により消防力の整備強化に努めるものとし、特に消防非常備町村においては、早急な常備化を図るものとする。

なお、県はこれに必要な指導、援助等を行う。

(1) 総合的な消防計画の策定

災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定する。

なお、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した計画策定に努めるものとする。

ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出勤基準、警戒等について定める。

ウ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ 特殊建築物の防御計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

オ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

カ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため、消防非常備町村における消防の常備化、消防署・消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化、人員の増強等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。また、消防団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

(3) 消防装備等の整備強化

ア 消防装備の整備強化

消防装備については、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の整備の促進を図る。

また、消防ポンプ自動車等がその機能を有効に発揮するために必要な人員を確保するとともに、特殊建築物及び危険物施設の査察強化等、複雑化する予防行政に対応するための専従職員を配置するなど必要な人員の確保を図る。

また、消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

イ 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利

の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓の設置は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険であるので、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

ウ 消防通信施設の整備

消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

エ 救急隊の装備、人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

オ 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

カ 消防学校における教育訓練の充実

消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村の消防計画の策定
- 2 消防施設・設備の現況
- 3 消防施設・設備の整備

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

【実施機関：県（危機管理部、各部各課）、市町村】

第1 方針

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害や、重大な事故・危機事象が発生した場合には、県及び市町村自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、県及び市町村は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、県民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、県及び市町村は、これら非常時優先業務の実施に必要な内容を定めた業務継続計画（BCP）の策定・運用に努め、災害対応の実行性の向上を図る。

第2 内容

1 徳島県業務継続計画（BCP）の策定・運用

県は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、徳島県業務継続計画（BCP）を策定・運用する。

- (1) 全庁を挙げた災害対応体制を直ちに確立する。
- (2) 各部局で定める非常時優先業務を確実に実施する。
- (3) 通常業務は、被害等に応じて縮小・休止する。
- (4) 必要な資源等が不足する状況下で非常時優先業務を実施することになるため、全庁横断的に資源の確保・配分を行う。
- (5) 非常時優先業務の実施に必要となる人員、設備等の業務資源については、平時から準備に努める。

2 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

特に市町村は、災害応急対策等において重要な役割を担うため、業務継続計画（BCP）の策定に当たり、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、代替通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておくよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 市町村業務継続計画の策定・運用

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【主な実施機関：市町村、県】

第1 方針

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定める。

第2 計画の位置づけ

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第3項で規定する「その具体的な目標及びその達成の期間を定めるもの」と位置づける。

第3 内容

地震防災対策特別措置法の施行により、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、本県の地震防災対策の強化を図っている。

- ・ 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・ 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・ 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・ 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）
- ・ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）

1 対象地区

県下全域（地震により著しい被害が生ずる恐れがある地区）

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

- (13) 津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設又は河川管理施設
- (14) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく地震防災対策の推進

第11節 地震災害に関する調査研究

【実施機関：県（危機管理部）、防災関係機関】

第1 方針

地震に関する調査研究の推進について定める。

第2 内容

1 目的

地震対策を総合的、計画的に推進するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行うものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備する。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地盤に関する調査研究
- (3) 津波災害に関する調査研究

2 これまでの調査等

(1) 中央構造線活断層調査

平成9年度から平成11年度にかけて本県を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を行ったもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通り東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、三野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から三好市池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震(M8前後)が発生した可能性が高いと考えられ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1、100～1、700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期からの経過年は400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面さし迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもM7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査

平成9年3月に取りまとめた調査で、想定地震は3ケース設定し、安政南海地震と同程度の規模の南海トラフを震源とする海溝型地震：マグニチュード8.4（ケース1）、中央構造線系活断層の東側半分程度と鮎喰川断層系の2つが連動して発震し西から徳島市・鳴門市側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.7、7.5（ケース2）、中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震マグニチュード7.7（ケース3）。想定時期は冬の夕食時

(3) 中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定

平成15年4月、平成15年9月等に公表され、想定地震は6ケース設定し、東海地震、東南海地震、南海地震、東海・東南海地震連動型、東南海・南海地震連動型、東海・東南海地震連動

型・南海地震連動型モデルを設定して被害想定を行っている。

このモデルは、アスペリティ※1 を設定しており、アスペリティ分布を見てみると徳島県から離れたところに設定されている。

※1 《震源断層の中で、特に大きい地震動が発生する領域》

発震想定時刻は、5時、12時、18時の3ケースが設定されている。

(4) 徳島県津波浸水予測調査

平成14・15年度で実施した調査であり、想定地震を中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と南海地震単独型（相田モデル安政南海地震）の2つのケースで津波による被害想定を実施した。

(5) 徳島県地震動被害想定調査

平成15・16年度で実施した調査であり、中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と徳島県西部直下を震源とする地震の2つのケースで、地震動による被害想定を実施した。

第3章 災害応急対策

第1節 応急対策活動

第1 方針

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定。令和5年5月23日改定）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところによる。

このうち道路啓開については、「徳島県道路啓開計画（南海トラフ地震対策編）」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

【主な実施機関：県、市町村、防災関係機関】

第1 方針

徳島県は、県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）が発表された場合には、県は、速やかに市町村等へ伝達するとともに、情報内容に応じ警戒態勢を整え、後発地震の発生に備える必要があるため、その対応について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 徳島県は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本県においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- (3) 県は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえた防災対応方針を作成し、市町村並びに防災関係機関は、県の防災対応方針に基づき、地域の実情に合わせた防災対応方針の作成に努めるものとする。

2 臨時情報（調査中）発表時の措置

(1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、県は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 活動体制 第1款 県の活動体制 第2 内容 3
 配備動員体制 (1) 「配備体制」の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (2) 「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、県は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 活動体制 第1款 県の活動体制 第2 内容 3
 配備動員体制 (1) 「配備体制」の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (2) 「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県及び市町村は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害広報 第2 内容 に準じて周知する。なお、その際には、日頃からの地震の備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備えを実施するよう、平時との違いを明確に示した広報を実施するよう努め、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 地域住民等からの問い合わせ

防災機関は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集

・伝達等防災機関は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

防災機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(7) 事前避難対象地域

市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」）をあらかじめ定めるものとする。

(イ) 事前避難対象地域に対する平時の広報

県及び市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(ウ) 避難計画

市町村長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるように、あらかじめ避難の計画を定めるものとする。

a 基本方針

- (a) 住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- (b) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会経済活動を維持していくものとする。
- (c) 事前避難対象地域を定める市町村においては、市町村地域防災計画で定めた住民事前避難対象地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対して、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際には、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、避難情報の発令等により、避難場所等から親類・知人宅、または市町村が指定する避難所等への避難を指示するものとする。
- (d) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、県及び市町村は建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すことを基本とする。
- (e) その他の地域においても、南海トラフ地震が発生した場合には県内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、市町村においては、土砂災害の発生やため池の決壊等により身体や生命に著しい被害を及ぼす可能性のある地域などについても、地域の実情を勘案し、事前避難等の呼びかけを実施することについて検討するものとする。
- (f) 避難実施等措置者においては、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行うものとする。

b 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、県及び市町村は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

c 避難のための指示等

(a) 避難指示等の基準

事前避難対象地域を定めている市町村長は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民事前避難対象地域には避難指示を、高齢者等事前避難対象地域には高齢者等避難を基本とした避難情報の発令を行うものとする。また、市町村長は耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかけるものとする。

(b) 避難指示等の伝達方法

市町村長は、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、住民に対し、防災行政無線、ラジオ、インターネット等により避難の指示等を行うものとする。

(c) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

d 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、親類・知人宅等への避難を促すことを基本とし、市町村はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。この際、スフィア基準を踏まえた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」に沿って運営するものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(a) 避難所の受け入れ人数の把握

市町村は、事前避難が必要な地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで避難所で受け入れが必要な人数を推計するものとする。宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受け入れが必要な人数に加えるものとする。

(b) 避難所候補リストの作成

市町村は、津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておくものとする。検討に当たっては、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。リストの作成に当たっては、次の項目を参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理しておくものとする。

- ・施設名、住所、面積、収容人数

- ・管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か
- ・津波浸水想定区域内か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(c) 避難所の選定

市町村は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定するものとする。このとき、住民のニーズや各施設の状況を踏まえて選定することとする。避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討することとする。このとき、入所者の処遇に支障が生ずることがないように十分配慮するものとする。

(d) 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、対象地域で交通渋滞を招く可能性があること、また徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討するものとする。

(e) 避難所の運営

避難所の運営は避難者が自ら行うことを基本とする。また、備蓄品は後発地震が発生した際に使用するものであること、ライフラインや住民事前避難対象地域外の商業施設等は営業しているといった社会状況であることも踏まえ、1週間を基本とした避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。なお、必要以上の買いだめや買い急ぎとならないよう留意する。

(7) 消防機関等の活動

ア 市町村は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- b 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるために必要な支援を行うものとする。

ウ 水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、共通対策編 第3章 災害応急対策 第14節 消火活動等の実施 第2款 水防活動 第2 内容 3 県及び水防管理団体の活動 に準じた措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者等は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、県、市町村及び住民は次の事項を実施する。

(ア) 県

- a 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 市町村が実施する飲料水対策について助言等を行う。
- c 広域的な応援体制を確立する。
- d 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

(イ) 市町村

- a 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 水道事業ビジョンに基づき、応急給水活動の準備を行う。
- c 水道施設の安全点検を実施し、地震災害対策（南海トラフ地震対策）編 第2章 災害予防 第5節 水道施設の整備 第2 内容 1 水道施設の整備 (2) 二次災害の防止 及び (3) 応急復旧対策 に準じた措置を講ずる。

(ウ) 住民

- a 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- b 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策 第2 8節 公共土木施設等の応急対策 第4款 電力施設 第2 内容 3 災害時における応急復旧 に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策 第2 8節 公共土木施設等の応急対策 第5款 都市ガス施設 及び 第6款 LPガス供給施設 にそれぞれ定める対応に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

エ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策 第28節 公共土木施設等の応急対策 第9款通信設備 第2 内容 2 応急対策 に準じた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

臨時情報（巨大地震警戒）等の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(10) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(11) 交通

ア 道路

(ア) 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

(イ) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、また、事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供等に当たっては各種広報媒体の活用等により実施する。

a テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

b 講習会、講演会等の開催

c インターネットの利用

(ウ) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

イ 海上及び航空

(ア) 県や徳島海上保安部は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、共通対策編 第3章 災害応急対策 第25節 貯木及び在港船舶対策 第2 内容 に定める対策に準じた措置を行うこととし、この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保のための体制を整備しておくものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合を想定し、港湾利用者の避難や安全確保対策について必要な措置を実施する。

(ウ) 空港管理者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、空港利用者等に対してその内容を伝達し、後発地震発生に備えた要員の確保や保安車両の点検整備等必要な措置を実施する。

ウ 鉄道

(7) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。

(イ) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

(12) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院等については、次の措置を講じるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (a) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (b) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(7) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は、市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入配備に

協力するものとする。

- (ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

(13) 滞留旅客等に対する措置

市町村は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、県は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 活動体制 第1款 県の活動体制 第2 内容 3 配備動員体制 (1) 「配備体制」の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (2) 「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

県は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害広報 第2 内容 に準じて周知するものとする。なお、その際には、日頃からの地震の備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備えを実施するよう、平時との違いを明確に示した広報を実施するよう努め、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上 M

8.

0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合はゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過

するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 県及び市町村のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、県及び市町村は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備えを実施することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また、県及び市町村は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

(5) 個別分野における防災対応

各個別分野（上下水道、電気、ガス、通信、放送、金融、道路、海上及び航空、鉄道等）における防災対応については、地震災害対策（南海トラフ地震対策）編 第3章 災害応急対策 第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応 第2 内容 3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置 (9)～(12)及び「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂）」に準ずる。

5 学校における臨時情報発表時の対応

- (1) 県立学校においては、「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」に基づき、対応するものとする。
- (2) 市町村立学校においては、「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」を参考に、各市町村教育委員会の示す方針に基づき、対応するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 臨時情報（調査中）発表時の措置
- 2 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置
- 3 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域）の指定
- 4 臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置